

注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

科学技術省

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：23/2023/TT-BKHCHN

ハノイ、2023年11月30日

通達

工業所有権の確定手続及び工業所有権情報の保証に関連する知的財産法の一部条項の細則、工業所有権、工業所有権及び植物品種の権利の保護、知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行措置を定める 2023 年 8 月 23 日付政令第 65/2023/ND-CP 号の施行措置を定める

2005 年 11 月 29 日付知的財産法、2009 年 6 月 19 日付知的財産法の一部条項の改正、補足法、2019 年 6 月 14 日付保険業法、知的財産法の一部条項の改正、補足法、2022 年 6 月 16 日付知的財産法の一部条項の改正、補足法に基づき、

科学技術省の機能、任務、権限及び組織構造を定める 2023 年 6 月 2 日付政令第 28/2023/ND-CP 号に基づき、

工業所有権、工業所有権及び植物品種の権利の保護、知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行措置を定める 2023 年 8 月 23 日付政令第 65/2023/ND-CP 号に基づき、

国家知的財産庁長官及び法務部長の要請に応じ、科学技術大臣は、工業所有権の確定手続及び工業所有権情報の保証に関連する知的財産法の一部条項の細則、工業所有権、工業所有権及び植物品種の権利の保護、知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行措置を定める 2023 年 8 月 23 日付政令第 65/2023/ND-CP 号の施行措置を定める通達を公布する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本通達は、工業所有権の確定手続及び工業所有権情報の保証に関連する知的財産法の一部条項の細則、工業所有権、工業所有権及び植物品種の権利の保護、知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行措置を定める 2023 年 8 月 23 日付政令第 65/2023/ND-CP 号（以下、「政令第 65/2023/ND-CP 号」という）の施行措置を定める。

第2条 適用対象

工業所有権の確定、工業所有権情報の保証活動における登録手続、不服申立手続、不服申立処理を行う組織又は個人、関係するその他組織又は個人

第3条 用語解釈

次の用語は、本通達において以下の通り理解される。

1. 工業所有権登録出願人（以下「出願人」という）とは、発明、回路配置、工業意匠、商標、地理的表示の登録出願を行う組織又は個人である。発明、回路配置、工業意匠、商標の保護証書付与時に、出願人は保護証書の所有者として記録される。地理的表示の保護証書付与時に、出願人は当該地理的表示登録者として記録される。
2. 不服申立人とは、知的財産法第 119a 条 1 項の規定による工業所有権に係る手続関連の不服申立を行う組織又は個人である。
3. 当該分野の通常知識を有する者とは、当該分野の通常の実践スキルを有し、一般的かつ汎用的で明確な知識を持つ者と理解される。
4. パリ条約とは、1967 年と 1979 年に改正された、工業所有権の保護に関する 1883 年パリ条約である。
5. ブダペスト条約とは、1980 年に改正され、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する 1977 年ブダペスト条約である。

第4条 出願人、不服申立人の代理人

1. 知的財産法第 89 条及び第 119a 条の規定による出願人、不服申立人の法定代理人は、以下の組織又は個人からなる。
 - a) 出願人、不服申立人が知的財産法第 89 条 1 項及び第 119a 条 2 項に定める組織又は個人の場合。
 - (i) 出願人、不服申立人が個人である場合：出願人、不服申立人の法定代理人若しくは委任代理人、又は出願人、不服申立人の委任による工業所有権代理組織

(ii) 出願人、不服申立人が組織である場合：出願人、不服申立人の法定代理人、又は出願人、不服申立人の法定代理人が委任する組織に所属する者。出願人、不服申立人の委任による工業所有権代理組織。ベトナムの駐在員事務所若しくは支店の責任者、又は投資に関する法規定に従って設立されたベトナムの100%外国投資組織の法定代理人（出願人、不服申立人が外国の組織の場合）

保護を請求する主題が、2022年6月16日付知的財産法の一部条項の改正、補足法の発効日より前に割り当てられた国家予算を使用して行う科学技術的な任務の成果である、又は安全保障、国防分野に属する場合：所有者たる国家の代表者。所有者たる国家の代表者の委任による工業所有権代理組織又は科学技術的な任務の主管組織

b) 出願人、不服申立人が知的財産法第89条2項及び第119a条2項の規定による、恒久的にベトナムに居住していない外国人、ベトナムにおける生産又は取引事業所を有さない外国組織又は個人である場合：出願人、不服申立人の委任による工業所有権代理組織

2. 関連手続を行う際、国家知的財産庁は、出願人、不服申立人、又は本条1項の規定による出願人、不服申立人の法定代理人との業務のみ行うことができる。上記の主体との業務の実施は、以下総称して出願人、不服申立人との業務という。

第5条 工業所有権の確定手続を行う代理権付与

1. 工業所有権確定手続の代理権再付与を含む代理権付与及び代理権付与の実施（以下、「委任」という）は、民事法典の委任に関する法規定、知的財産法第107条及び本通達の案内に適合しなければならない。

出願人、不服申立人は、代理人を変更することができる（以下、「代理権変更」という）。代理権変更により、出願人、不服申立人と受任者との間の委任関係は終了する。代理権変更は、出願人、不服申立人によって書面（委任状又は個別文書）で宣言されなければならない。

受任者は、再委任される組織又は個人が本通達第4条に定める要件を満たすことを条件として、民法典の規定に従って他の者に再委任することができる。再委任は、最初の委任が本条2項の規定により国家知的財産庁に認められた場合にのみ行うことができる。

2. 国家知的財産庁との業務において委任状が認められた時点とは、国家知的財産庁が有効な委任状を受領した日である。代理権変更若しくは再委任、又は委任範囲の変更、期限前の委任終了、受任者の住所変更に係る情報を修正する場合、当該時点は国家知的財産庁が有効な書類を受領した日である。

3. 委任状の提出が出願日より遅かったが、有効な出願の承諾日又は受理日より前だった場合、国家知的財産庁は、代理資格の合法性に関する結論を含め、出願の有効性の有無、受理するか否かを結論付ける方式審査手続のため、出願人、不服申立人の代理人であると主張する（願書又は不服申立書に記載の）者と業務を行う。
4. あらゆる時点で、いずれかの受任者によってなされた委任範囲内の業務は、出願人、不服申立人名義の業務とみなされ、出願人、不服申立人の権利及び義務が生じる。代理権変更又は再委任の場合、代理権変更を受けた者又は再委任を受けた者は、国家知的財産庁とのそれまでの業務において前の受任者の行為から生じたすべての事項に対する代理権を承継する。
5. 委任状の委任範囲に個々に独立した複数の手続が含まれ、委任状の原本が国家知的財産庁に提出されている場合、その後の手続を行う際、受任者は委任状の写しを提出し、その後の手続の願書又は書類に委任状原本の出願番号を正確に示さなければならない。
6. 代理人となることが認められない組織又は個人への委任、代理人となることが認められない組織又は個人を含む複数の組織又は個人への同時委任がある場合、出願は無効とみなされる。

第6条 出願人、不服申立人及び代理人の責任

1. 出願人、不服申立人、及び出願人、不服申立人の代理人は、以下の規定に従って、工業所有権の確定過程で国家知的財産庁に提供した情報、書類の誠実性を保証する責任を有する。
 - a) すべての手続関連書類は、署名、組織の押印（あれば）により出願人、不服申立人、又は出願人、不服申立人の代理人が自己証明しなければならない。文書の公証又は認証が必要であると法律で定められている場合は、その規定に準じなければならない。
 - b) ベトナム語以外の言語で作成されたすべての書類のベトナム語翻訳文は出願人、不服申立人、又は出願人、不服申立人の代理人により、当該書類の全訳であることを保証する誓約がなされなければならない。ただし、ベトナム語翻訳文が翻訳文の公証を受けた場合を除く。

c) 出願人、不服申立人の代理人が工業所有権代理組織である場合、当該組織を代表して手続書類に署名する者は、工業所有権代理業務の実務証明書を有すること。

2. 出願人又は不服申立人は、法律の規定に従った国家知的財産庁との業務において出願人又は不服申立人の代理人の行為から生じたすべての結果及び義務に対して責任を負わなければならない。

3. 出願人、不服申立人の代理人は、法律の規定に従い、出願人、不服申立人に対して責任を負わなければならない。

第7条 工業所有権の手数料、料金

1. 工業所有権の出願人及び利用者は、財政省の規定に従った手数料、料金を納付し、所定のその他サービス手数料を納付しなければならない。

2. 手数料、料金の徴収は以下の通り行われる。

a) 国家知的財産庁は、出願を受領し、又は手数料、料金徴収の定めがある手続を請求された際、所定の手数料、料金を納付するよう出願人に請求する（出願人に対して徴収通知書を作成する）。

b) 国家知的財産庁は、手数料、料金を徴収する際、徴収した手数料、料金の項目及び料率を明記した手数料、料金納付の証憑となる手数料、料金領収書を作成し、出願の方式審査のために出願書類に保管する。

c) 手数料、料金を郵送で、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合、手数料、料金の徴収は、出願の手数料、料金納付の証憑の写しにより特定される。

第2章

工業所有権の確定に係る登録出願処理

第1節 工業所有権の確定に係る登録出願処理に関する総則

第8条 工業所有権の確定に係る登録出願の受領

1. 国家知的財産庁は、知的財産法第89条及び政令第65/2023/ND-CP号第48条1項に則して提出された出願を受領する。

2. 出願に知的財産法第108条1項又は政令第65/2023/ND-CP号第48条3項に定める最低限の書類がすべて揃っている場合、国家知的財産庁は出願を受領し、当該出願の出願日、出願番号を確認し、出願日、出願番号及び出願書類一覧の検査結果に関する情報を含め、出願受付担当官の氏名、署名を明記した出願受領書を出願人に返却する。

オンライン提出の出願で、出願が受領された場合、国家知的財産庁は、出願日、出願番号及び出願書類一覧の検査結果に関する情報を含め、出願受付担当官の氏名、署名を明記した出願受領書をオンライン出願システムを通じて出願人に返却する。

3. 出願に知的財産法第 108 条 1 項又は政令第 65/2023/ND-CP 号第 48 条 3 項に定める最低限の書類のいずれかが不足している場合、出願受付担当官は出願の受領を拒絶する、又は出願人に国家知的財産庁の出願受領拒絶通知を送付する（郵送による出願、オンライン出願システムによる電子出願の場合）。郵送による出願が受領を拒絶された場合、国家知的財産庁は、出願書類を出願人に返送しなくてもよい。ただし、照合のために提出された原本を除く。

第 9 条 出願の方式審査

1. 知的財産法第 109 条の規定による出願の方式審査とは、出願に対する方式の規定の遵守性を検査し、それにより出願が有効か否かを結論付けるものである。

2. 以下のいずれかに該当する場合、出願は無効とみなされる。

a) 出願人は知的財産法第 86 条、第 86a 条、第 87 条及び第 88 条の規定による登録権がないことを判断する根拠がある。

b) 知的財産法第 89 条の規定に違反して出願された。

c) 知的財産法第 8 条、第 59 条、第 64 条、第 69 条、第 73 条及び第 80 条の規定により、出願の主題が明らかに国家の保護対象でないことを直ちに判断する根拠がある。

d) 国際出願が国際事務局に直接提出される場合を含め、知的財産法第 89a 条の海外登録前の発明に係る安全保障管理に関する規定に違反して出願された。

d) 出願人が本通達第 7 条の規定による手数料及び料金を全額納付しない（出願料、出願公開手数料、出願審査手数料及び審査に係る情報調査手数料を全額納付しない場合を含む。ただし、発明登録出願に実体審査の要件がない場合は、審査に係る情報調査手数料及び実体審査手数料を除く）。

e) 本通達第 14 条、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 28 条に定める方式に関する以下の要件を満たしていない（不備がある）。

(i) 出願について、各種必須書類のいずれかの部数の要件を満たしていない。表示形式に関する要件を満たしていない。商標登録出願に登録商標の種類を明記せず、商標説明部分が不足している。特許、工業意匠、及び商標を付した商品・役務の分類がない、又は分類が不正確で出願人が分類料を納めない。優先権主張の根拠を証明する書類の翻訳文（必要な場合）、出願人が他人から登録権の

譲渡を受ける場合に登録権を証明する書類の翻訳文が不足している。出願人に関する書類の情報が互いに矛盾しているか、消去されている、又は規定に沿った証明がなされていない。願書に創作者（発明登録出願、工業意匠登録出願及び回路配置登録出願の場合）、出願人、代理人の十分な情報がない。出願人又は代理人の署名及び/又は押印（あれば）がない。秘密発明登録出願の書類に規定による秘密印の押印がない、等。

(ii) 有効な委任状がない（代理人による出願の場合）。

3. 出願日は以下の通り定められる。

a) 出願日は、本通達第 8 条 2 項の規定により国家知的財産庁が出願を受領した日である。

b) ベトナムを指定又は/及び選択する国際出願の場合、出願日は国際出願日とする。

4. 優先日は以下の通り定められる。

a) 出願が優先権を主張していない場合、又は出願が優先権を主張しているが国家知的財産庁によって承認されない場合、出願は優先日がないものとみなされる。

b) 出願が優先権を主張する場合、優先日（又は各優先日）は、上記の主張に記載され、国家知的財産庁が承認した日となる。

c) 優先権の主張による優先日の決定は、知的財産法第 91 条の規定及び政令第 65/2023/ND-CP 号第 12 条 1 項 b 号、c 号及び d 号のそれぞれの規定による原則に準じた、ベトナムにおける最初の出願（各出願）に基づく。

5. 国家知的財産庁は、以下の規定に従って方式審査の結果を通知し、有効な出願を受理する決定を発出する。

a) 出願が本条 2 項に定めるいずれかに該当する場合、国家知的財産庁は、出願人に対し出願が無効であるため出願の受理を拒絶する意向の方式審査結果通知を送付する。通知には、出願人の氏名、住所、受任者名（該当する場合）、出願の主題名、出願日及び出願番号、出願の受理を拒絶する理由、不備を明記し、出願人が意見し、又は不備を補正する期限を通知発出日から 2 か月と定めなければならない。

優先権主張の根拠を証明する書類については、政令第 65/2023/ND-CP 号第 12 条 1 項 d 号の規定に従い、出願人は出願日から 3 か月以内に追加提出することができる。

b) 出願が有効な場合、国家知的財産庁は、有効な出願を受理する決定を発出し、出願人の氏名、住所、受任者名（該当する場合）、及び出願の主題、出願日、出願番号、優先日（該当する場合）の情報を明記した書面を出願人に送付する。優先権主張が受理されない場合でも、出願は有効に受理さ

れるが、決定は優先権主張を受理しない理由を明記しなければならない。ただし、出願にその有効性に影響を与える他の不備がある場合を除く。

6. 出願人が、本条 5 項 a 号の規定により、国家知的財産庁から出願が無効であるため出願の受理を拒絶する意向の方式審査結果通知を送付されたが、出願人が定められた期間中に不備を補正しない、補正が要件を満たしていない、異議を唱えない、又は異議を唱えたが正当でない場合、国家知的財産庁は出願の受理を拒絶する決定を発出し、出願人に送付する。

7. 出願の方式審査期間は以下の通り算定される。

a) 出願の方式審査期間は、知的財産法第 119 条 1 項の規定による出願日から 1 か月とする。

b) 国家知的財産庁が本条 5 項 a 号の規定による通知を発出する場合、出願人が通知に応答する期間は方式審査期間に算入しない。この期間は以下の通り理解される。

(i) 通知発出日から出願人が通知に応答する日までの期間、又は

(ii) 出願人が通知に応答しない場合、通知に定める期間（政令第 65/2023/ND-CP 号第 15 条 2 項の規定による延長を含む）

c) 出願人が出願の自発的な補正、補完を請求する、又は本条 5 項 a 号に掲げる国家知的財産庁の通知に応答する場合、方式審査期間は知的財産法第 119 条 4 項の規定により 10 日間延長される。

d) 本項 a 号、b 号、c 号に定める期間満了日前に、国家知的財産庁は、出願の方式審査を完了し、本条 5 項及び 6 項の規定により結果を出願人に通知しなければならない。

第 10 条 有効な出願の公開

1. 有効に受理された出願に関する情報は、知的財産法第 110 条の規定に従い、国家知的財産庁により工業所有権公報に公開される。出願人は所定の出願公開手数料を納付しなければならない。

2. 発明、工業意匠、商標、地理的表示の登録出願の公開は以下の通り行われる。

a) 発明登録出願の場合：

(i) 発明登録出願は、優先日から、又は出願に優先日がなければ出願日から 19 か月目に公開される。

(ii) 早期公開の請求がある発明登録出願は、国家知的財産庁が早期公開請求を受けた日、又は有効な出願を受理した日のうち、いずれか遅い方から 2 か月以内に公開される。

b) 工業意匠登録出願の場合：

(i) 出願人が遅延公開を請求せず、又は遅延公開を請求したが出願人による遅延公開請求期限が切れた後に有効な出願が受理された場合、有効な出願を受理した日から2か月以内に出願が公開される。

(ii) 出願人が遅延公開を請求し、出願人による遅延公開請求期限が切れる前に有効な出願が受理された場合、出願は遅延公開請求期間の満了月の翌月に公開される。

c) 商標登録出願、地理的表示登録出願は、有効な出願が受理された日から2か月以内に公開される。

3. 工業所有権公報に公開する内容は、有効な出願の受理決定に記す方式上有効な出願に関する情報（決定番号及び決定日を含む）及び以下の情報を含む。

a) 特許出願の場合：発明者の氏名、国籍。有効な出願に関する情報（出願変更、出願分割、分割/変更出願の原出願番号等）。特許要約書。要約書に添付する特徴的な絵図（あれば）。実体審査の請求日（あれば）。早期公開の請求日（あれば）。国際特許分類。その他の情報（あれば）

b) 工業意匠出願の場合：工業意匠の創作者の氏名、国籍。有効な出願に関する情報（出願分割、分割出願の原出願番号等）。工業意匠の写真又は図面。保護を請求するバリエーション数。国際工業意匠分類。その他の情報（あれば）

c) 商標出願の場合：商標の見本、商標を付した商品・役務一覧。有効な出願に関する情報（出願変更、出願分割、分割出願の原出願番号等）。商品・役務の国際分類。その他の情報（あれば）。使用規則（団体商標、証明商標の場合）

d) 地理的表示出願の場合：地理的表示製品の固有の特性の要約、及び地理的表示製品の名称、その他の情報（あれば）

第11条 工業所有権登録出願に対する異議申立の処理

1. 工業所有権登録出願に対する異議申立が、知的財産法第112a条の規定に従って提出され、本条9項の規定による要件を満たす場合、国家知的財産庁は申立を受け、出願人が書面で回答する期限を通知発出日から2か月と定める旨を記し、出願人に申立について通知する。ただし、本条2項及び5項に定める場合を除く。

2. 異議申立を受けた登録出願における商標及び商品・役務が申立人の提示した商標及び商品・役務と同一である、又は異議申立を受けた商標及び商品・役務が申立人の提示した商標及び商品・役務と混同を生じるほど類似している、若しくは混同を生じるほど類似していないと結論付けるため

の明確な根拠がある場合、国家知的財産庁は商標登録出願の実体審査過程で異議申立を処理し、異議申立処理結果に、対応する出願の実体審査結果を添付して申立人に通知する。

3. 本条 1 項に定める期限内に出願人から応答を受けた上で、必要と判断した場合、国家知的財産庁は申立人が当該応答に関して書面で回答する期限を通知発出日から 2 か月と定め、申立人にその応答を通知する。

4. 本条 1 項及び 3 項の規定により各当事者が提供した情報、証拠、論点（あれば）、又は/及び本条 7 項の規定による当事者間の対話の結果、及び出願の書類に基づき、国家知的財産庁は異議申立を処理し、異議申立処理結果に対応する出願の実体審査結果を添付して申立人に通知する。

5. 異議申立人の申立が登録権に関連する場合、国家知的財産庁は、民事訴訟法の規定による管轄裁判所に訴訟を提起するよう異議申立人に通知する。ただし、以下の場合を除く。

a) 出願人が知的財産法第 87 条 7 項の規定による出願権を有しないと判断する明確な根拠がある。

b) 知的財産法第 87 条 3 項及び 4 項の規定により、ベトナムの地域名産品の地理的起源を示す地名、その他の標章、又はそれらを含む標章に係る商標登録出願権に関する申立である。

6. 本条 5 項に掲げる国家知的財産庁による通知発出日から 2 か月以内に、異議申立人が裁判所の事件受理通知の謄本を国家知的財産庁に送付しない場合、国家知的財産庁は、異議申立人が申立を取下げたものとみなし、異議を唱えないものとして出願の継続処理を行う。国家知的財産庁が上記の期間内に異議申立人から裁判所の事件受理通知の謄本を受け取った場合、国家知的財産庁は一時的に出願の処理を停止し、裁判所による紛争解決の結果を待つ。裁判所の解決結果の受領後、出願の処理はその結果に即して行われる。

7. 国家知的財産庁は、必要と判断した場合、又は両当事者が請求した場合、異議が唱えられた事項をさらに明確化するため、異議申立人と出願人との直接対話の場を設ける。

8. 本条 1 項及び 3 項の規定により、出願人が異議申立人の申立に対して回答する期間、及び異議申立人が出願人の意見に対して反論する期間は、国家知的財産庁が規定による関連手続を行う期間に算入しない。

9. 工業所有権登録出願に対する異議申立はベトナム語で作成されなければならない。異議申立に添付する書類は別の言語で作成することもできるが、国家知的財産庁が要求する場合はベトナム語に翻訳しなければならない。

第12条 出願の実体審査

1. 知的財産法第114条の規定による出願の実体審査とは、保護条件に基づき出願の主題が保護される可能性を評価し、対応する保護範囲（量）を決定することである。実体審査は回路配置登録出願には適用しない。

2. 実体審査は以下の通り行われる。

a) 審査対象内容は以下からなる。

- (i) 出願の主題と付与請求された保護証書の種類との適合性の評価
- (ii) 保護条件ごとの主題の評価
- (iii) 先願主義の確認

b) 保護条件に基づく評価は、主題ごとに順次行われる（出願が単一性を確保する複数の主題を含む場合）。それぞれの主題に対し、保護条件ごとに以下の通り順次評価が行われる。

- (i) 発明登録出願の場合、保護（請求）範囲に記載の請求項ごとに順次評価が行われる。
- (ii) 工業意匠登録出願の場合、物品ごとの意匠に対し順次評価が行われる（出願に組物についての言及がある場合）。複数のバリエーションに言及がある場合、基本バリエーション（出願に記載の最初のバリエーション）から始め、バリエーションごとに順次評価する。
- (iii) 商標登録出願の場合、商品・役務一覧に記載の個々の商品・役務に対して、商標の構成要素ごとに順次評価が行われる。

c) 本項 b 号に掲げる主題ごとの実体審査は、当該主題がすべての保護条件で評価され、当該主題が保護条件を満たすか否かを結論付ける十分な根拠がある場合に完了する。具体的には以下の通り。

- (i) 主題が保護条件の1つ、一部又は全部を満たしていないと結論付ける理由を発見する、又は、
- (ii) 主題が1つ以上の保護条件を満たしていないと結論付けるいかなる理由も発見されない。

d) 本通達第16条8項c号、d号、e号、第23条10項c号、d号、e号、第26条13項c号、d号、e号細分(ii)の規定に従って保護証書を付与する意向の実体審査結果通知を発出する前に、国家知的財産庁は本通達第16条7項、第23条9項、第26条12項の規定に従い先願主義を確認する。

d) 本通達第 16 条 8 項 c 号、d 号、e 号、第 23 条 10 項 c 号、d 号、e 号、第 26 条 13 項 c 号、d 号、e 号細分(ii)、第 30 条 7 項 b 号に定める保護証書を付与する意向の実体審査結果通知を、以下の出願に対して行う。

(i) 知的財産法第 90 条の規定に該当しない出願

(ii) 知的財産法第 90 条 1 項の規定に該当する発明登録出願のうち、最先の出願日又は優先日の出願

(iii) 知的財産法第 90 条 1 項の規定に該当する工業意匠登録出願のうち、最先の出願日又は優先日の出願

(iv) 知的財産法第 90 条 2 項の規定に該当する商標登録出願のうち、最先の出願日又は優先日の出願

(v) 知的財産法第 90 条 3 項に定める合意に基づく出願

e) 本項 d 号の規定に該当しない出願は、以下の通り処理される。

(i) 出願に保護証書を付与する最先の出願日又は優先日がある場合、先願主義に反しているため保護証書の付与は拒絶される、又は

(ii) 先の出願日又は優先日を有するすべての出願が保護証書の付与を拒絶され、又は取下げた、取下げたものとみなされた場合、出願は最先の出願日又は優先日を有するものとみなされ、本項 d 号に定める場合として処理される。

3. 出願の実体審査過程で、出願に主題の本質的部分が十分に開示されていない場合、国家知的財産庁は出願人に対し、出願人が是正する期限を通知発出日から 3 か月と定め、主題の本質的部分を十分に開示するため、出願内容を説明し、出願の主題の本質的部分の範囲についての情報を提供できるよう請求することができる。

4. 出願の実体審査期間は以下の通り。

a) 出願の実体審査期間は、知的財産法第 119 条 2 項の規定に準ずる。

b) 本通達第 16 条 8 項、第 23 条 10 項、第 26 条 13 項及び第 30 条 7 項に定める出願人による国家知的財産庁の通知への応答期間は、実体審査期間に算入しない。これらの期間は以下の通り理解される。

(i) 通知発出日から出願人が通知に応答する日までの期間、又は
(ii) 出願人が通知に応答しない場合、通知に定める期間（政令第 65/2023/ND-CP 号第 15 条 2 項の規定による延長を含む）

c) 出願人が出願の自発的な補正、補完を請求する、又は本通達第 16 条 8 項、第 23 条 10 項、第 26 条 13 項及び第 30 条 7 項に定める国家知的財産庁の通知に応答する場合、実体審査の期間は、知的財産法第 119 条 4 項の規定による出願の補正、補完請求処理期間又は出願人の説明期間に応じて、以下の通り延長される。

- (i) 発明の場合、6 か月以内
- (ii) 商標の場合、3 か月以内
- (iii) 工業意匠の場合、2 か月と 10 日以内
- (iv) 地理的表示の場合、2 か月以内

5. 本条 4 項に定める出願の実体審査期間の満了日前に、国家知的財産庁は、本通達第 16 条 8 項、第 23 条 10 項、第 26 条 13 項及び第 30 条 7 項に定める通知のいずれかを出願人に送付する。

第 13 条 再審査

1. 国家知的財産庁は、以下の場合に工業所有権登録出願の再審査を行う。

a) 知的財産法第 118 条 2 項の規定に従った実体審査結果の通知後、以下の条件を満たす場合、異議申立による出願の再審査を行う。

(i) 実体審査結果の通知発出日から関連する保護証書の付与又は付与拒絶の決定発出日までの期間に国家知的財産庁に提出された出願人の意見書がある、又は不可抗力又は客観的障害により、知的財産法第 112a 条の規定による期限内に出願に対する異議申立ができなかったことを証明する正当な証拠とともに、実体審査の結果通知内の保護証書を付与する意向に異議申立を行う第三者の意見書がある。

(ii) 本号細分(i)に掲げる意見は信頼できる情報源への証拠又は指示を伴い、正当な根拠がある。

(iii) 本号細分(i)に掲げる意見を証明する論拠、証拠は、前の段階で示された論拠、証拠（あれば）と異なるものであり、又はたとえそれらの論拠、証拠が異ならなくても、本通達第 11 条 1 項、2 項及び 3 項の規定により国家知的財産庁が検討していないものでなければならない。

b) 政令第 65/2023/ND-CP 号第 16 条 3 項 c 号の規定に従い、保護証書を付与する意向の記載を含む実体審査の結果通知後、出願の補正、補完請求による出願の再審査を行う。

c) 政令第 65/2023/ND-CP 号第 18 条 2 項 c 号の規定に従い、保護証書を付与する意向の実体審査の結果通知後、提出された商標登録出願の譲渡に伴う出願人の変更記録の請求による再審査を行う。

d) 知的財産法第 97 条 1 項 b 号及び 3 項の規定に従い、保護証書所有者による工業所有権の明細書を補正又は保護範囲を減縮する請求に伴った、政令第 65/2023/ND-CP 号第 29 条 5 項 b 号に定める保護証書の補正手続による出願の再審査を行う。

d) 政令第 65/2023/ND-CP 号第 32 条 3 項 a 号の規定に従い、保護証書の無効化の請求による出願の再審査を行う。

e) 本通達第 38 条 4 項及び 6 項 b 号の規定に従い、出願に関連する決定、通知に関する不服申立による出願の再審査を行う。

2. 出願の再審査は以下の通り行われる。

a) 出願の再審査期間は、知的財産法第 119 条 3 項の規定に準ずるものとし、具体的には以下の通り。

(i) 発明の場合、12 か月以内

(ii) 商標の場合、6 か月以内

(iii) 工業意匠の場合、4 か月と 20 日以内

(iv) 地理的表示の場合、4 か月以内

検証すべき複数の詳細があり、又は専門家の意見を求める必要がある複雑な事件の場合、再審査期間は延長されることがあるが、知的財産法第 119 条 2 項の規定による原初審査期間を超えてはならない。

b) 再審査の内容は、本通達第 12 条 2 項の対応する規定に準ずる。

c) 再審査手続は、本通達第 16 条 8 項、第 23 条 10 項、第 26 条 13 項及び第 30 条 7 項のそれぞれの規定に準ずる。ただし、本条 1 項 d 号及び e 号に掲げる場合を除く。

d) 本条 1 項に掲げるそれぞれの場合について、出願の再審査は出願人及び個々の第三者に対して 1 回のみ行われる。

第2節 発明登録出願及び処理

第14条 発明登録出願の要件

1. 発明登録出願は、知的財産法第100条、第102条、政令第65/2023/ND-CP号第48条及び付録I、並びに本条の具体的な案内に従って作成される。
2. 出願は、知的財産法第101条1項、2項の規定により単一性を確保しなければならない。以下に該当する場合、知的財産法第101条2項の規定により、発明群が単一の共通創作意図を実現するための緊密な技術的関連性を有するものとする。
 - a) 1主題を用いて、別の主題を創出（生産、製造、調製）している。
 - b) 1主題を用いて別の主題を実行している。
 - c) 1主題を用いて別の主題を使用している。
 - d) 同一形態の主題で、同一結果を確実に得るための同一機能を備えている。
3. 生物学的材料の、又はそれに関連する発明であって、知的財産法第102条2項の規定に従い、バイオテクノロジー分野の通常の知識を有する者が実行できる程度に説明できていない、又は十分に説明できていない場合、出願人は、関連する発明登録出願の実体審査のために生物学的材料の試料を寄託することができる。生物学的材料の試料の寄託は、以下の要件を満たさなければならない。
 - a) 生物学的材料の試料は、生物学的材料に関連する発明の登録出願日までに、生物学的材料の保管管轄機関に提出しなければならない。
 - b) 生物学的材料の保管管轄機関は、ブダペスト条約に基づく国際保管管轄機関リストに該当する、又は科学技術省によって特許手続を行うための生物学的材料の保管機能が認められたベトナム又は外国の機関である。
 - c) 外国の保管機関に寄託された生物学的材料の試料について、保護を請求する主題の本質的部分を明確化し、又は当該主題に対する第三者のアクセス請求に応えるために必要と判断した場合、国家知的財産庁は以下を行うことができる。
 - (i) 生物学的材料の試料がブダペスト条約に基づく国際保管管轄機関に寄託されていない場合、生物学的材料の試料をベトナムの保管管轄機関に追加で寄託するよう出願人に請求する。
 - (ii) 生物学的材料の試料がブダペスト条約に基づく国際保管管轄機関に寄託されている場合、生物学的材料の試料保管機関に試料の提供を請求する。

4. 遺伝資源又は伝統的知識に基づき直接創出された発明登録出願であり、遺伝資源又は伝統的知識の出所が特定できないため、出願人が知的財産法第 100 条 1 項 d1 号の規定に従い、発明者又は出願人により取得された遺伝資源又は伝統的知識の出所についての説明書類を添付しない場合、その旨を明記し、その誠実性について責任を負わなければならない。

5. 出願の記載情報の真正性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合、又は出願の記載情報が不明確な場合、国家知的財産庁は出願人に対し、国家知的財産庁の通知発出日から 2 か月以内に当該情報を検証又は明確化する書類を提出するよう要請する。出願人が他人の出願権を承継する場合、上記の書類は、法的登録権の証明書類（民法の規定による相続権を証明する書類、出願権の移転を証明する書類、業務委託契約書又は労働契約書等）、説明部分に記載の人体、動植物に対する医薬品検査の結果を示す書類（保護を請求する主題が人、動植物用医薬品である場合）等とする。

第 15 条 発明登録出願の方式審査及び公開

発明登録出願の方式審査及び公開は、本通達第 9 条及び第 10 条に定める一般手続に準ずる。

第 16 条 発明登録出願の実体審査

1. 出願人は、知的財産法第 113 条の規定に従い、以下の案内により国家知的財産庁に対し発明登録出願の実体審査を請求する権利を有する。

a) 発明登録出願の実体審査の請求は、政令第 65/2023/ND-CP 号付録 I に定める様式で作成された書面を示され、又は発明登録出願の願書に示される（請求が出願時に行われた場合）。

b) 発明登録出願の実体審査の請求期間は、知的財産法第 113 条の規定に準ずる。

c) 出願人は、所定の調査手数料及び実体審査手数料を納付しなければならない。出願人が上記手数料、料金を全額支払わない場合、実体審査請求は無効とみなされ、国家知的財産庁は出願の実体審査を行わない。

出願公開日後に提出された発明登録出願の実体審査請求は、請求を受けた日から 2 か月目に工業所有権公報に公開される。出願公開日前に提出された発明登録出願の実体審査請求は、対応する出願とともに公開される。

2. 国家知的財産庁は、本通達第 12 条に定める一般手順、及び本条 3 項、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項及び 9 項の特定の規定に従って、発明登録出願の実体審査を行う。

3. 出願の主題と発明保護証書の種類との適合性の評価は、以下の規定に準ずる。

a) 発明登録出願の主題は、当該主題が技術的解決ではない、具体的には製品又は工程ではない場合、出願人が付与を請求する発明保護証書の種類（発明特許証又は実用新案特許証）に適合しないものとみなされる。技術的解決の識別方法は、本項 b 号に定める。

b) 発明として保護される主題である技術的解決とは、特定のタスク（問題）を解決するための技術的方法及び/又は技術的手段（自然法則の適用）に関する必要かつ十分な情報の集合である。技術的解決は、以下のいずれかの形式とする。

(i) 器具、機械、設備、部品、電気回路等、有体物の形式をとる製品であって、その構成の技術標識（特徴）で特徴付けられる人工物を特定する情報の集合で表現され、人の一定の需要を満たすための手段としての機能（用途）を有するもの。又は材料、素材、食品、医薬品等の物質（単一物質、化合物及び混合物を含む）の形式をとる製品であって、分子の存在、割合及び状態についての技術標識（特徴）で特徴付けられる人工物を特定する情報の集合で表現され、人の一定の需要を満たすための手段としての機能（用途）を有するもの。又は遺伝子、遺伝子組み換えの動植物等の生物学的材料の形式をとる製品であって、人為的操作で組み換えられた遺伝子情報を含む製品に関する情報の集合によって表現され、自生可能であるもの

(ii) 具体的なプロセス、作業の実行方法を特定する情報の集合によって表現される工程（技術工程、診断、予測、検査、処理の方法等）であって、特定の目的を達成するための操作の実行手順、条件、構成要素、措置、手段の標識（特徴）により特徴付けられるもの

c) 出願の主題は、以下の場合には技術的解決とみなされない。

(i) 出願の主題が、単なるアイデア又は意図であり、問題を述べている（提起している）だけで問題の解決方法ではなく、「どのように」又は/及び「どのような手段で」の問いに答えることができない。

(ii) 解決しようと設定された問題（タスク）が技術的問題ではなく、技術的方法によって解決できない。

(iii) 人間の創作によるものではなく、天然物

4. 知的財産法第 62 条の規定による産業上の利用可能性の評価

a) 出願に記載の技術的解決は、以下の場合に「実行可能」とみなされる。

(i) 必要な技術的条件に関する指示を伴った解決手段の本質に関する情報について、該当する技術分野の通常の知識を有する者がその解決手段を創出、創作、使用、活用又は実行できる程度に明確かつ十分に提示されている。

(ii) 上記の解決手段の創出、創作、使用、活用又は実行により、特許明細書に記載の結果と同様に同一結果が繰り返し得られる。

b) 以下の場合、技術的解決は産業上の利用可能性がないものとみなされる。

(i) 主題の本質的部分又は主題を実行するための指示が科学的基本原理に反する（例えば、エネルギー保存の法則に沿わない、等）。

(ii) 主題には、互いに技術的な関係がない、又は互いに関連付け（結合、束縛、依存等）ができない要素、構成を含む。

(iii) 主題が内在的な矛盾を含んでいる。

(iv) 主題についての指示が限られた回数しか実行できない（繰り返しできない）。

(v) 解決を実行するために、実行者は特別なスキルを持たなければならず、そのスキルを他人に伝授したり、教えたりすることができない。

(vi) 実行の度に得られる結果が同一でない。

(vii) 得られる結果が出願に記載の結果と異なる。

(viii) 解決を実行するための最も重要な指示がなく、又は不足している。

(ix) その他正当な理由がある場合。

5. 知的財産法第 60 条の規定による新規性の評価

a) 出願に記載の技術的解決の新規性を評価するために、少なくとも以下の必須情報源で情報を調査しなければならない（ただし、その最低限の情報源からの調査に限定されない）。

(i) 国家知的財産庁が受領したすべての発明登録出願のうち、審査中の出願の主題の分類記号-サブクラス（第三レベルの記号）と同一の分類記号を有し、審査中の出願の優先日又は出願日より先の優先日又は出願日を有するもの。ただし、過去又は今後において非公開の出願を除く。

(ii) （出願が優先権に適格である場合）審査中の出願の出願日又は優先日から遡って 25 年の間に他の組織、国家が公開し、国家知的財産庁の特許データベースに保存されている発明登録出願又は発明保護証書、及び本号細分(i)に定める調査範囲で国家知的財産庁が定めるその他の情報源。

必要かつ可能な場合、調査は科学技術に関する国家データベース、及びインターネット上の情報源を含むその他のアクセス可能な情報源にまで拡張される。

b) 情報調査の目的は、出願書に記載の技術的解決と本質的部分が類似又は同一の技術的解決を見つけることである。本号で、

(i) 2つの技術的解決は、すべての基本的な標識（特徴）が同一又は同等（相互代替可能）である場合、同一とみなされる。

(ii) 2つの技術的解決は、大部分の基本的な標識（特徴）が同一又は同等（相互代替可能）である場合、類似とみなされる。

(iii) 「対照の技術的解決」とは、出願に記載の技術的解決と同一又は最も類似した技術的解決である。

(iv) 「引用文献」とは、対照の技術的解決を説明した文献又は対照の技術的解決が開示、公表されたことを証明する証拠である。

c) 調査報告書に示す情報調査結果は、調査分野、調査範囲、その範囲内での検索結果を明記し（発見された対照の技術的解決の統計、同一標識、引用文献名、ページ番号、行番号、関連文献の出所、文献公開日を明示）、報告書作成者（調査人）の氏名を記載した調査報告書に示されなければならない。

d) 出願に記載の技術的解決の新規性を評価するために、その技術的解決の基本的な標識（特徴）と、情報調査過程で発見した対照の技術的解決の標識との比較を行わなければならない。ここで、

(i) 技術的解決の基本的な技術標識は、主題の本質的部分（内容）を定めるために必要かつ十分な集合を形成する他の基本的な技術標識を伴った、物体構造の特徴（詳細、詳細の集合体、連結等）又は有体物の構造（構成要素（存在、割合）、分子の状態等）とする。

上記の基本的な技術標識は、分野の通常の知識を有する者が創作性の必要なく通常の場合でその機能を実行するための技術的手段又は技術的方法を容易に理解できる表現方法であることを条件として、製品の構造又は構成における要素の技術的機能の形式（「機能標識」という）で表現される。保護を請求する主題の機能、用途は、基本的な技術標識ではないが、当該主題の目的、達成される結果である。

(ii) 出願、保護証書に記載の技術的解決の基本的な技術標識は、発明保護の（請求）範囲、説明部分、又は絵図に示される。

(iii) その他の書類に記載の技術的解決の基本的な技術標識は、当該技術的解決の説明書類又は実際の表現形式で表現、検出される。

d) 知的財産法第 60 条 3 項、4 項に定める例外的な場合に、公開された発明の新規性が失われたものとみなされないために、出願人は、例外規定の適用要件を満たすことを証明するため、公開に関連する書類を提出しなければならない。上記の書類は出願に添付して提出し、又は出願の補正、補完規定に従って追加提出しなければならない。

e) 保護（請求）範囲の 1 請求項につき、以下の場合、出願に記載の技術的解決は世界の技術水準に照らして新規であるとみなされる。

(i) 情報調査過程で対照の技術的解決が発見されない、又は

(ii) 対照の技術的解決が発見されたが、出願に記載の技術的解決は、対照の技術的解決に存在しない少なくとも一つの基本的な技術標識を有する（その標識は「基本的な識別標識」という）。

6. 知的財産法第 61 条の規定による進歩性の評価は、以下の通り行われる。

a) 技術的解決の進歩性を評価する場合、少なくとも本条 5 項 a 号に定める必須情報源（ただし、その最低限の情報源からの調査に限定されない）で情報の調査を行わなければならない（ただし、審査中の出願の優先日又は出願日の時点で公開されていない出願を除く）。

b) 出願に記載の技術的解決の進歩性の評価は、保護（請求）範囲に記載の基本的な（各）識別標識の評価を用いて、以下を結論付けることにより行われる。

(i) 基本的な（各）識別標識が最低限の必須情報源に開示されているとみなされるか否か。及び、
(ii) 基本的な技術識別標識の集合が、該当する技術分野の通常の知識を有する者にとって自明であるとみなされるか否か。

保護（請求）範囲の 1 請求項につき、基本的な技術識別標識を技術的解決の基本的な技術標識の集合に導入することが、創作活動の結果であり、該当する技術分野における従来の通念で自明の結果でない場合、技術的解決は進歩性があるとみなされる。

c) 保護範囲の 1 請求項につき、以下の場合（ただし、これらの場合に限定されない）、技術的解決は進歩性を有していないとみなされる。

(i) 基本的な技術識別標識の集合が自明である（該当する技術分野の通常の知識を有する者であれば、設定された機能を実行し、又は設定された目的を達成するためには、その標識の集合を使用することが必須であって、裏を返せばその標識の集合を使用すれば、必然的に相応する目的が達成され、又は機能が実行されることを知っている）。

(ii) 基本的な技術識別標識の集合が、最低限の必須情報源において 1 又は複数の既知の技術的解決において同一又は同等の形式で開示されている。ここで、2 つの標識が同じ本質を持つ場合、それらは同一とみなされる。2 つの標識が、類似の本質を持ち、同じ目的を持ち、目的を達成するための基本的な方法が同様であれば、同等とみなされる。

(iii) 技術的解決が、既知の技術的解決とその機能、目的及び効果の単なる組み合わせであり、同時に、既知の技術的解決ごとの機能、目的及び効果との単なる組み合わせである。

7. 保護条件を満たすと結論付けられた発明登録出願の場合、本条 8 項 c 号、d 号、e 号の規定に従い、発明特許証又は実用新案特許証を付与する意向の実体審査結果通知を發出する前に、国家知的財産庁は、知的財産法第 90 条 3 項に定める先願主義が確保されていることを確認する。

8. 本通達第 12 条 4 項に定める出願の実体審査期間の満了日前に、国家知的財産庁は以下の作業を行う。

a) 保護を請求する出願の主題が、保護条件を満たしていないか、知的財産法第 117 条に掲げる場合に該当するか、又は保護条件を満たすが出願に不備がある場合、国家知的財産庁は、保護証書の付与を拒絶する意向、拒絶理由又は出願の不備を明記し、保護範囲（量）の補正を案内し、出願人が意見する期限を通知發出日から 3 か月と定め、実体審査結果の通知を發出する。

b) 本項 a 号に定める期間が満了しても、出願人が不備を補正しないか、補正したが要件を満たしていないか、異議を唱えないか、又は異議を唱えたが不当な場合、上記期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は、保護証書付与の拒絶決定を發出する。

c) 保護を請求する出願の主題が、保護請求項に応じた保護条件を部分的に満たす場合、国家知的財産庁は、出願人が要件を満たした出願の補正を行うことを条件として、保護条件を満たす部分に対する保護証書を付与する意向、要件を満たしていない部分に対する付与拒絶理由を明記し、出願人が実体審査の結果に対して意見書で同意し、補正するか、又は反論する期限を通知發出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を發出する。

d) 保護を請求する出願の主題が保護条件を満たす場合、又は出願人による不備の補正が要件を満たす場合、又は実体審査の結果の正当な説明がなされ、及び/又は出願の補正が本項 a 号、c 号の規定に沿って要件を満たす場合、国家知的財産庁は、保護条件を満たす全部又は一部に保護証書を付与する意向を記載し、出願人が保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料、発明に対する効力維持に係る手数料及び一年目の保護証書使用料を納付する期限を通知發出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を發出する。

d) 本項 c 号に定める期間が満了しても、出願人が補正しない、又は異議を唱えない場合、上記期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は、保護証書付与の拒絶決定を発出する。

e) 本項 c 号に定める期間が満了しても、出願人による出願の補正が要件を満たしていない、又は異議を唱えたが正当ではない場合、国家知的財産庁は、出願人が要件を満たした出願の補正を行うことを条件として、保護条件を満たす部分に保護証書を付与する意向を明記し、出願人が出願を補正する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査の結果を通知する。

出願人が要件を満たした出願の補正を行った場合、出願人が出願を補正した日から 3 か月以内に、国家知的財産庁は出願人に対し保護証書を付与する意向、及び保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料、発明に対する効力維持に係る手数料及び一年目の保護証書使用料の納付について、出願人がそれらの手数料、料金を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、通知する。

g) 本項 d 号及び e 号に定める期限内に出願人による出願の補正が要件を満たしていない、又は出願を補正しない、又は保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料を納付しない場合、該当する期間の満了日から 3 か月以内に、国家知的財産庁は保護証書付与の拒絶決定を発出する。

h) 本項 d 号及び e 号に掲げる場合について、出願人が、所定の各種手数料、料金を期日までに全額納付する場合、該当する期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は保護証書の付与決定を発出する。出願人が所定の期限内に保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料を全額納付したが、発明特許証、実用新案特許証の効力維持に係る手数料及び一年目の保護証書使用料を納付しない場合、当該証書は付与されるが、付与後直ちに効力が終了する。

9. 外国特許機関における情報調査結果及び発明登録出願審査結果の利用は、以下の通り行われる。

a) 国家知的財産庁は、発明登録出願の実体審査過程で、外国で提出された該当出願の情報調査結果及び審査結果を参照することができる。

b) 本項 a 号に掲げる調査結果及び審査結果は、以下のいずれかの書類を含む。

(i) 調査報告書、審査報告書及び審査結果通知

(ii) 発明特許証又は保護証書の公開文書

c) 国家知的財産庁が実体審査結果の通知を発出する前に、以下の条件が満たされる場合、出願人は国家知的財産庁に対し、外国で提出された特許出願の実体審査結果を保護可能性の評価に利用するよう請求することができる。

(i) 本項 b 号細分 (i) 及び細分 (ii) に掲げる書類の実体審査結果は、国家知的財産庁の要請に基づき科学技術大臣が承認した一覧中の機関によって発行されたものでなければならない。

(ii) 外国で提出された上記発明登録出願の実体審査結果で、少なくとも 1 保護請求項が保護条件を満たすと評価されている。

(iii) 最初にベトナムで提出された出願、又は補正後の出願の保護請求項は、外国で提出された上記発明登録出願の実体審査の結果、保護条件を満たすと評価された保護請求項と一致しなければならない。

(iv) 出願人は、以下の書類を国家知的財産庁に提出する。本通達の付録に定める様式で作成された外国の審査結果の利用請求。審査結果の謄本。審査結果の翻訳文（必要な場合）。外国特許機関に保護条件を満たすと評価された保護請求項、及び翻訳文（必要な場合）。外国特許機関の出願処理結果に引用された文献（必要な場合）。補正明細書、提出された最初の明細書と比較した補正、補完内容の詳細な説明書（補正がある場合）。所定の手数料の項目

d) 本項 c 号に掲げる条件が満たされる場合、外国の実体審査結果の利用請求は受理され、国家知的財産庁は出願人の請求を受けた日から 12 か月間以内に実体審査結果の通知を発出する。

発明登録出願を補正、補完する何らかの手続によって、上記 12 か月以内に本項 c 号に掲げる条件のいずれかが満たされなくなった場合、当該発明登録出願は通常手続で審査される。

d) 本項 c 号に掲げる条件のいずれかを満たしていない場合、国家知的財産庁は外国の結果の利用請求拒絶を通知し、発明登録出願は通常手続で審査される。

第3節 回路配置登録出願及び処理

第17条 回路配置登録出願の要件

1. 回路配置登録出願は、知的財産法第100条、第101条、第104条、政令第65/2023/ND-CP号付録I、及び本条の案内に定める要件を満たさなければならない。
2. 出願の記載情報の真正性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合、又は出願の記載情報が不明確な場合、国家知的財産庁は出願人に対し、国家知的財産庁の通知発出日から2か月以内に当該情報を検証又は明確化する書類を提出するよう要請する。出願人が他人から出願権を承継する場合、上記書類は、法的登録権の証明書類（相続権を証明する書類、出願権の移転を証明する書類、業務委託契約書又は労働契約書）等とする。

第18条 回路配置登録出願における情報の秘密保持

国家知的財産庁は、政令第65/2023/ND-CP号付録Iの規定に従って、出願人が秘密保持を請求した回路配置登録出願の情報の秘密保持の義務を負う。

第19条 回路配置登録出願の方式審査

1. 回路配置登録出願の方式審査は、本通達第9条1項、2項、3項、4項及び8項の一般規定及び本条に定める回路配置登録出願の個別規定に準ずる。
2. 方式審査結果の通知は以下の通り行われる。
 - a) 出願が本通達第9条2項に定めるいずれかに該当する場合、国家知的財産庁は本通達第9条5項a号に定める手続を行う。
 - b) 出願が有効な場合、国家知的財産庁は、出願人が所定の手数料、料金を納付する期限を通知発出日から3か月と定め、回路配置登録証明書を交付する意向の通知を出願人に送付する。
3. 出願人が、本通達第9条5項a号の規定により、国家知的財産庁から不備の指摘、及び出願の受理を拒絶する意向を含む、方式審査の結果通知を送付されたが、出願人が定められた期間中に不備を補正しない、補正が要件を満たしていない、異議を唱えない、異議を唱えたが正当でない、又は出願人が所定の回路配置登録証明書交付手数料、料金を全額納付しない場合、国家知的財産庁は回路配置登録証明書の交付を拒絶する決定を発出し、出願人に送付する。

第20条 回路配置登録出願の公開

1. 有効に受理された回路配置登録出願は、知的財産法第110条4項の規定により公開される。

2. 有効な回路配置登録出願に関する詳細情報のアクセス

a) 出願が公開された日から、だれでも、公開された出願に記載の回路配置の本質的部分に関する詳細情報にアクセスできる。ただし、本通達第 18 条の規定による秘密情報を除く。

b) 回路配置に係る保護証書効力の無効化手続、又は権利侵害行為処分手続の実施管轄機関に限り、回路配置に関する秘密情報にアクセスできる。

第 4 節 工業意匠登録出願及び処理

第 21 条 工業意匠登録出願の要件

1. 工業意匠登録出願は、知的財産法第 100 条、第 103 条、及び政令第 65/2023/ND-CP 号付録 I、並びに本条の案内に定める一般要件を満たさなければならない。

2. 工業意匠登録出願は、知的財産法第 101 条 1 項及び 3 項に定める単一性を確保しなければならない。複合製品に組み立てられる製品又は部品の工業意匠の保護を請求する出願が、当該工業意匠の 1 つ以上のバリエーションを伴う場合、工業意匠の各バリエーションは、基本バリエーションと著しく異なってはならず、互いに著しく異なってはならない。

ここで、製品とは、工業的又は手工芸的な方法で創作され、明確な構造及び機能を備えた物体、器具、設備及び手段であり、複合製品に組み立てられる部品として複合製品から分解でき、独立して流通可能な部品であり、交換可能で、分解及び再組立可能な複数の部品で形成される製品である複合製品として理解される。以下の複合製品を組立、組み合わせるための製品及び部品は、別段の規定がない限り、総称して「製品」という。

3. 出願の記載情報の真正性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合、又は出願の記載情報が不明確な場合、国家知的財産庁は出願人に対し、国家知的財産庁の通知発出日から 2 か月以内に当該情報を検証又は明確化する書類を提出するよう要請する。出願人が他人から出願権を承継する場合、上記書類は、法的登録権の証明書類（相続権を証明する書類、出願権の移転を証明する書類、業務委託契約書又は労働契約書等）とする。

4. 工業意匠の形状的特徴は以下の通り理解される。

a) ある工業意匠の形状的特徴は、他の特徴（標識）と組み合わせて当該工業意匠を形成する線、図形、色彩、位置相関、又はサイズ相関で表現される要素である。

b) 基本的な形状的特徴は、認識/記憶しやすい特徴であり、工業意匠の本質的部分を特定し、その工業意匠を同種の製品に用いる他の工業意匠と区別するのに必要かつ十分な形状的特徴である。

同種の製品とは、同一又は類似の使用目的又は機能を有する製品である。複合製品とその組立部品は互いに異なる種類の製品である。

c) 以下の要素は工業意匠の基本的な形状的特徴とはみなされない。

(i) 製品の技術的機能自身によって決定される図形、線（例えば、データ記録ディスクの平たい、平坦な形状は、ディスクと読み取り機間の相対移動によって決定される、等）

(ii) 標識の集合の中に存在するだけでは美的印象を与えるのに不十分な要素（製品の形態の印象は、その要素の有無にかかわらず、変わらない。例えば、見慣れた図形や線の変更など、その変更は認識するには不十分なため、変更した図形や線は依然として既存の図形や線としてのみ認識される）

(iii) 製品の製造に用いる材料

(iv) 製品の出所、特徴、構造、用途、使用法等について知らせ、案内する機能のみを果たし、製品に付したり、貼付たりする標識。例えば、商品ラベルの情報（メーカー、商業的表示、原産地、バーコード等）、商標、地理的表示等

(v) 製品のサイズ。ただし、生地サンプル及び類似材料の装飾サイズを変更する場合を除く。

(vi) 製品（製品の工業意匠の場合）又は複合製品（複合製品の組立部品の工業意匠の場合）の用途を活用する過程で目に見えない形状的特徴

(vii) 本項 b 号に掲げる条件を満たしていないその他の要因

第 22 条 工業意匠登録出願の方式審査及び公開

工業意匠登録出願の方式審査及び公開は、本通達第 9 条及び第 10 条に定める一般手続に準ずる。

第 23 条 工業意匠登録出願の実体審査

1. 工業意匠登録出願の実体審査は、本通達第 12 条に定める一般手順、本条の個別規定に準ずる。

2. 以下の場合、出願の主題は工業意匠保護証書の種類としては不適合であるとみなされる。

a) 当該主題が製品の外観ではない。製品の外観が、製品（製品の工業意匠の場合）又は複合製品（複合製品の組立部品の工業意匠の場合）の用途を活用する過程で目に見える形状的特徴（図形、線、色彩、又はこれらの要素の組み合わせ）の集合体である。ここで、製品、複合製品の用途の活用とは、製品、複合製品の保守、保全又は修理以外で、それらの製品を正しい機能及び用途に従って使用することと理解される。

b) 出願の主題であり、

(i) 製品の外観であって、当該製品の技術的特徴により専ら決定されているもの

(ii) 土木又は工業建造物の外観。ただし、店舗、キオスク、トレーラーハウス、又は類似の製品など、独立して使用するか、又は互いに組み立てて建造物を形成することができる個々のモジュールやユニットの外観を除く。

3. 情報調査は以下の通り行われる。

a) 情報調査の目的は、出願に記載の工業意匠と同一又は類似する工業意匠について、最低限の必須情報源から検索することである。

b) 出願の実体審査過程で使用される最低限の必須情報源には、以下の書類が含まれる。

(i) 国家知的財産庁が受領した工業意匠登録出願であって、出願公開日が審査中の出願の出願日又は優先日（出願が優先権に適格である場合）よりも早いもの

(ii) 審査中の出願の出願日又は優先日（出願が優先権に適格である場合）以前の25年の間に他の組織、国によって公開された工業意匠登録出願及び工業意匠保護証書であり、国家知的財産庁の既存の工業意匠データベースに保存されているもの

(iii) 国家知的財産庁によって収集及び保存されている工業意匠に関連するその他の情報

(iv) 国家知的財産庁が受領した工業意匠登録出願、ベトナム指定の国際工業意匠登録出願であって、出願日又は優先日（出願が優先権に適格である場合）が審査中の出願の出願日又は優先日よりも早いもの（本条9項に定める先願主義確認用）

c) 必要かつ可能な場合、発明、商標に関する国家データベース及びその他のアクセス可能な情報源など、最低限の必須情報源を超えて調査が拡張される。

4. 調査報告書に示す調査結果は、調査分野、調査範囲、その範囲内での検索結果を明記し（発見された対照の工業意匠、情報源、該当情報の公開日を統計、明示する）、報告作成者（調査人）の氏名を記載しなければならない。

ここで、「対照の工業意匠」とは、新規性及び進歩性を評価する際に、出願に記載の工業意匠と比較される、出願に記載の工業意匠と同一又は類似の工業意匠である。

5. 工業意匠の差異の程度の評価は、以下の規定に準ずる。

a) 2つの工業意匠は、同種の製品に使用され、同じ基本的及び非基本的な形状的特徴の集合を備えている場合、同一とみなされる。

b) 2つの工業意匠は、同種の製品に使用され、同じ基本的な形状的特徴の集合を備えている場合、互いに著しく異ならないとみなされる。

c) 2つの工業意匠は、同種の製品に使用され、少なくとも1つの同一又は互いに著しく異ならない基本的な形状的特徴を備えている場合、類似しているとみなされる。

d) 類似する工業意匠のうちの2つの工業意匠は、他のすべての類似する工業意匠と比較して、同一又は著しく異ならない基本的な形状的特徴の数がより多い場合に最も類似しているとみなされる。

d) 2つの工業意匠は、異なる種類の製品に使用され、又は同種の製品に使用されるが、少なくとも1つの異なる基本的な形状的特徴を備えている場合、互いに著しく異なるものとみなされる。

6. 知的財産法第65条の規定による工業意匠の新規性の評価は、以下の通り行われる。

a) 出願に記載の工業意匠の新規性を評価するには、当該工業意匠の基本的な形状的特徴の集合と、情報調査過程で発見された対照の工業意匠の基本的な形状的特徴の集合を比較しなければならない。

b) 出願に記載の工業意匠は、以下の場合に新規とみなされる。

(i) 対照の工業意匠が最低限の必須情報源で発見されない、又は

(ii) 最低限の必須情報源に対照の工業意匠が発見されても、出願に記載の工業意匠が対照の工業意匠と著しく異なるとみなされる、又は

(iii) 主な対照の工業意匠が、知的財産法第65条3項及び4項の規定に該当する、公開又は開示された出願に記載の工業意匠である。

7. 知的財産法第 66 条の規定による工業意匠の進歩性の評価は、以下の通り行われる。

a) 出願に記載の工業意匠の進歩性を評価するには、当該工業意匠の基本的な形状的特徴の集合と、情報調査過程で発見された対照の工業意匠の基本的な形状的特徴の集合を比較しなければならない。

b) 以下の場合、出願に記載の工業意匠は進歩性がないものとみなされる。

(i) 工業意匠が、既知の形状的特徴の単純な組み合わせ（置き換え、位置の変更、数量の増減等の公知の形状的特徴の単純な配置又は組み立て）である。

(ii) 工業意匠が、樹木、果物、動物等の固有の自然の形状、既知の幾何学的形状（円、楕円、三角形、正方形、長方形、正多角形、断面がそれらの形をした角柱等）の一部又は全部を複写/模倣した形状である。

(iii) 工業意匠が、ベトナム又は世界で著名又は周知の製品、構造物の形態の単純な複写である。

(iv) 工業意匠が、別の分野の工業意匠の模倣であり、当該模倣が実際に周知されている場合（例えば、自動車、オートバイ等を模倣した玩具）

上記に該当しない場合、工業意匠は進歩性を有するとみなされる。

8. 知的財産法第 67 条の規定による工業意匠の産業上の利用可能性の評価は、以下の通り行われる。

a) 出願に記載の工業意匠は、出願に表示された工業意匠の情報に基づき、該当分野の通常の知識を有する者が、工業的又は手工芸的な方法でその工業意匠を見本としてその工業意匠と同一の外観の有する製品を製造することができる場合、産業上の利用可能性があるものとみなされる。

b) 以下の場合、出願の主題は産業上の利用可能性がないものとみなされる。

(i) 出願の主題の存在する状態が不安定な製品の形態（気体、液体等の製品）である。

(ii) 出願の主題と同様の形態を有する製品が、特別なスキルによってのみ創出できる、又は出願の主題と同様の形態を有する製品が繰り返し製造できない場合。

(iii) その他正当な理由がある場合。

9. 工業意匠登録出願が保護条件を満たすと結論付けられた場合、本条 10 項 c 号、d 号、e 号の規定による工業意匠特許証を付与する意向の通知を发出する前に、国家知的財産庁は、以下の規定により、知的財産法第 90 条 1 項及び 3 項に定める先願主義が確保されていることを確認する。

a) 先願主義を確認するには、本条 3 項 b 号細分(iv)に定める必須情報源で情報の調査を行わなければならない。

b) 調査は、同一又は著しく異なる同種の製品の工業意匠登録出願を発見する、又は登録する工業意匠と同一又は著しく異なる工業意匠の部品を含む複合製品の工業意匠登録出願を発見し、最先の出願日又は優先日の出願を特定することを目的とする。

c) 本項 b 号に掲げる場合に該当する複数の出願がある場合、工業意匠特許証は、保護証書交付の条件を満たす出願のうち最先の出願日又は優先日の有効な出願にのみ付与される。

d) 同種の製品を登録する本項 b 号に掲げる出願のうち、複数の出願が同一の最先の出願日又は優先日である場合、工業意匠特許証は、出願人全員の合意により、それらの出願のうち単一出願にのみ付与され、合意に達しない場合、すべての出願は保護証書の付与を拒絶される。

10. 本通達第 12 条 4 項に定める出願の実体審査期間の満了日前に、国家知的財産庁は以下の作業を行う。

a) 保護を請求する出願の主題が、保護条件を満たしていないか、知的財産法第 117 条に掲げる場合に該当するか、又は保護条件を満たすが出願に不備がある場合、国家知的財産庁は、保護証書の付与を拒絶する意向、拒絶理由又は出願の不備を明記し、保護範囲（量）の補正を案内し、出願人が意見する期限を通知发出日から 3 か月と定め、実体審査結果の通知を发出する。

b) 本項 a 号に定める期間が満了しても、出願人が不備を補正しないか、補正したが要件を満たしていないか、異議を唱えないか、又は異議を唱えたが不当な場合、上記期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は、保護証書付与の拒絶決定を发出する。

c) 保護を請求する出願の主題が、保護条件を部分的に満たす場合、国家知的財産庁は、出願人が要件を満たした出願の補正を行うことを条件として、保護条件を満たす部分に対する保護証書を付与する意向、要件を満たしていない部分に対する付与拒絶理由を明記し、出願人が実体審査の結果に対して意見書で同意し、補正するか、又は反論する期限を通知发出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を发出する。

d) 保護を請求する出願の主題が保護条件を満たす場合、又は出願人による不備の補正が要件を満たす場合、又は実体審査の結果の正当な説明がなされ、及び/又は出願の補正が本項 a 号、c 号の規定に沿って要件を満たす場合、国家知的財産庁は、保護条件を満たす全部又は一部に保護証書を付与する意向を記載し、出願人が保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を発出する。

d) 本項 c 号に定める期間が満了しても、出願人が補正しない、又は異議を唱えない場合、上記期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は、保護証書付与の拒絶決定を発出する。

e) 本項 c 号に定める期間が満了しても、出願人による出願の補正が要件を満たしていない、又は異議を唱えたが正当ではない場合、国家知的財産庁は、出願人が要件を満たした出願の補正を行うことを条件として、保護条件を満たす部分に保護証書を付与する意向を明記し、出願人が出願を補正する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を発出する。

出願人が要件を満たした出願の補正を行った場合、出願人が出願を補正した日から 2 か月以内に、国家知的財産庁は出願人に対し、保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料の納付について、出願人がそれらの手数料、料金を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、通知する。

g) 本項 d 号及び e 号に定める期限内に出願人による出願の補正が要件を満たしていない、又は出願を補正しない、又は保護証書付与料、保護証書付与決定の公開手数料、保護証書付与決定の登録手数料を納付しない場合、該当する期間の満了日から 2 か月以内に、国家知的財産庁は保護証書付与の拒絶決定を発出する。

h) 本項 d 号及び e 号に掲げる場合について、出願人が、所定の各種手数料、料金を期日までに全額納付する場合、該当する期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は保護証書の付与決定を発出する。

第5節 商標登録出願及び処理

第24条 商標登録出願の要件

1. 商標登録出願は、知的財産法第100条、第105条、及び政令第65/2023/ND-CP号付録I、並びに本条の案内に定める出願書類の一般要件を満たさなければならない。

2. 出願は、知的財産法第101条1項及び4項に定める単一性を確保しなければならない。それぞれの出願は、1つ以上の商品・役務に用いる1つの商標登録のみ請求できる。

3. 出願の記載情報の真正性を疑う根拠（情報、証拠）がある場合、又は出願の記載情報が不明確な場合、国家知的財産庁は出願人に対し、国家知的財産庁の通知発出日から2か月以内に当該情報を検証又は明確化する書類を提出するよう通知する。上記の書類は以下の書類とする。

a) 出願人の資格を証明する書類：

(i) 知的財産法第87条1項の規定による出願人の製品生産、役務提供活動を証明する企業登録証明書、契約書又はその他の書類

(ii) 知的財産法第87条2項の規定に従い生産者が商標を使用せず、生産者の製品の商業活動を行う者の商標登録に異議を唱えないことを証明する合意書、文書

(iii) 知的財産法第87条3項及び4項の規定に従い商品・役務の団体商標、品質証明商標、地理的起源証明商標の管理機能、権限を証明する設立決定書若しくは許可証、又は組織定款

(iv) 知的財産法第87条5項の規定に従った共同所有者の商標登録に係る合意書、経営登録証明書、関連書類

(v) 知的財産法第87条6項の規定に従い出願人が他人から商標登録権の譲渡を受けることを証明する書類

(vi) 知的財産法第87条7項及びパリ条約第6条の7の規定に従い、代表者、代理人の商標登録権を証明する商標所有者の合意書、同意書

b) 出願人の代理人であることを証明する書類：出願人の委任状の原本。出願人の代理人が商標登録組織の法定代理人又はその受任者であることを証明する書類。出願人の受任者が本通達第4条の規定による出願人の代理名義人としての要件を満たすことを証明する書類

c) 知的財産法第 73 条 2 項、4 項及び 7 項、第 74 条 2 項 p 号の規定による特別な標章を含む商標の使用権又は登録権を証明する書類。特定の種類の製品の商標に使用する商業的表示、原産地表示、表彰、称号又は特徴的記号が消費者に誤解、混同を招くことなく、又は消費者に対する詐欺的な性質を含まないことを証明する書類

d) 優先権を証明する書類

d) 証明商標登録組織の管理、認証機能を証明する書類

e) 団体商標使用規則、証明商標使用規則に記載の内容、又はその他の出願書類に記載の内容を明確化し、又は肯定するために必要な情報

g) 出願の情報の真正性を明確化する、適切な他の書類

4. 知的財産法第 87 条 3 項の規定に従って団体商標登録権を有する組織は、以下の組織を含む。

a) 協同組合同盟。組員が独立した生産、経営活動を行う場合、協同組合法の規定に従った協同組合

b) 協会の会員が独立した生産、経営活動を行う場合、協会に関する法律の規定に従った協会

c) 組織のメンバーが個別の商品又は役務に係る独立した生産、経営活動を行い、法律の規定に従って設立された 2 人以上のメンバーを擁するその他の団体組織

5. 知的財産法第 87 条 4 項の規定により証明商標登録権を有する組織とは、商標を付した商品・役務の特性（品質、原産地等）を管理し、認証する機能を有する組織であり、その管理、認証活動はその組織自体が行うか、又は法律で定められ、若しくは組織の企業登録証明書、定款、設立決定、業務分担決定等に記録された機能に合わせて当該活動の実施を他の組織に割り当て、外部委託、委任する。

6. 団体商標使用規則及び証明商標使用規則は、知的財産法第 105 条 4 項及び 5 項の規定に該当する内容を含まなければならない。出願人は、規則に記載する情報が関連法の規定と適合することを保証する責任を有する。

7. 団体商標、証明商標の登録許可を証明する書類で、知的財産法第 87 条 3 項及び 4 項の規定によるベトナムの地域名産品の地理的起源を示す地名又はその他の標章を含むものは、本項 a 号の規定に適合する使用許可証、及び本項 b 号の規定に適合する地理的地域の地図である。

a) それらの要素を含む団体商標、証明商標を登録するための地域名産品の地理的起源を示す地名又はその他の標章の使用許可証は、以下の管轄機関が付与する。

(i) 地域名産品の地理的起源を示す地名又はその他の標章に相当する地理的区域がある省・中央直轄市人民委員会（地理的区域が1つの地域に属する場合）

(ii) 地域名産品の地理的起源を示す地名又はその他の標章識に相当する地理的区域がある、すべての省・中央直轄市人民委員会（地理的区域が複数の地域に属する場合）

b) 地域名産品の地理的起源を示す地名又はその他の標章に相当する地理的区域の地図は、その地理的区域を正確に特定できるレベルの十分な情報を示さなければならない、本項 a 号に掲げる管轄機関の証明がなければならない。

8. 製品の地理的起源を示す地名、その他の標章の特定は、以下の基準に準ずる。

a) 製品の地理的起源を示す標章は、地域の製品に用いる標章であり、製品の地理的起源の表示的（その地域由来の製品であることを示す）意味を持つ。

製品の地理的起源を示す標章は、地名、又は地域の象徴的な標章（地域の符合、地図、旗、紋章、景勝地、特別な建築物等、地域の象徴的な事物の画像）、又は他のあらゆる標章とする。

地名は、現行名称や歴史的な名称、又は正式名称、現行又は広く周知されている地名の代わりに使用されている地理的区域の通称（行政境界や地理学的方法で特定）とする。

b) 一般的な製品（名産品ではない）に使用される地名、地域の象徴的な標章は、製品、及び地名、地域の象徴的な標章の実際の使用状況に応じて、製品の地理的起源の表示的意味があってもなくてもよい。

c) 地名、地域の象徴的な標章は、以下の場合に製品の地理的起源の表示的意味を有する。

(i) 地域の名産品（地域で生産される、一定の特徴による名声を有する特別な製品）に用いる。

(ii) 地域の特徴的な作物、家畜及びそれら作物、家畜の加工品に用いる。

(iii) 地域の天然素材（石炭、鉄、鋼、アルミニウム、セメント、石、塩、木材等）を活用した製品に用いる。

(iv) 地域で発展した産業に属する製品に用いる。

- (v) 特殊役務（地域の一定の特徴に関連した名声を有する役務）に用いる。
- (vi) その他の場合については、製品、及び地名、地域の象徴的な標章の製品への実際の使用状況に応じて特定される。

d) 地名、地域の象徴的な標章は、以下の場合に製品の地理的起源の表示的意味を有しない。

- (i) 通常の商標として使用され、広く認められている。つまり、商業的起源（識別性）の表示的意味を獲得し、地理的起源の記述的意味を失っている。例：ハノイビール、サイゴンビール。
- (ii) 該当する地域が製品の生産地ではありえない。例：北極タバコ等。

製品の地理的起源の表示的意味を持たない地名、地域の象徴的な標章は、地方政府の許可を得ることなく、通常の商標として保護することができる。

d) 多くの人に周知されている一般的な地理的知識としての地名、その地域の象徴的な標章（例：省、市、名勝、景勝地の名前）であり、地域の一般的な製品（地域に商業上の利点はあるが、名声、品質的特徴はない製品を含む）に用いられ、多くの地域事業主体が自社の商品・役務に生産地の記述的意味として使用している（しかし、本項 c 号及び d 号の規定による場合に分類する十分な根拠はない）ものは、商標として保護されない標章であるが、地名が保護範囲から除外される（個別保護されない）ことを条件として、地方政府の許可を得ることなく、該当する地域の組織又は個人の通常の商標を構成する二次要素として使用できる。

第 25 条 商標登録出願の方式審査及び公開

1. 商標登録出願の方式審査及び公開は、本通達第 9 条及び第 10 条に定める一般手続に準ずる。
2. 証明商標、団体商標登録出願の方式審査は、商標によって認証された商品・役務の具体的な特性、商品・役務の特性の評価方法、商標使用の管理方法、商標の認証及び保護のために商標使用者が支払うべき費用（あれば）、商標使用規則に記載の商標の使用条件、商標使用規則違反の処分方法の評価を含まない。

第 26 条 商標登録出願の実体審査

1. 商標登録出願の実体審査は、本通達第 12 条に定める一般手順、本条の個別規定に準ずる。

2. 商標登録出願の主題と商標登録証明書の交付請求との間の適合性の評価は、以下の通り行われる。

a) 知的財産法第 72 条 1 項の規定により、商標として登録される標章は、文字、数字、語、絵図、立体画像を含む画像、又はそれらの組み合わせによる目に見える標章であり、1 又は複数の特定の色彩、又はグラフィック形式で表現された音声信号で表現できるものでなければならない。

b) 以下の種類の標章は商標として保護されない。

(i) 単なる色彩であり、文字標章（文字、数字の標章）又は図形標識との組み合わせでなく、又は文字標章若しくは図形標章の形で表現できない標章、又はグラフィック形式で表現できない音声信号

(ii) 知的財産法第 73 条の規定により商標として保護されない主題に該当する標章

(iii) 知的財産法第 8 条の規定により社会倫理、公序良俗に反する標識、国防、安全保障に有害な標章

3. 文字標章の識別性評価は、知的財産法第 74 条 2 項の規定に準ずる。

本条 5 項に定める例外を除き、以下の文字標章は識別性がないものとみなされる。

a) 非ラテン由来の文字等、通常の知識を持つベトナム消費者が認識、記憶できない（読めない、理解できない、覚えられない）言語の文字：アラビア文字、スラブ文字、サンスクリット文字、中国文字、日本文字、朝鮮文字、タイ文字等。ただし、上記言語の文字が、他の構成要素を伴い識別性を有する全体を形成し、又はグラフィック、その他の特別な形式で表示される場合を除く。

b) ラテン由来の文字だが、1 文字又は数字のみで構成される、又は 2 文字の場合も、数字を伴っても 1 単語として読むことができない。ただし、標章がグラフィック、又は他の特別な形式で表示される場合を除く。

c) 文字が多すぎて既定の秩序や規律で配列できない文字列、又は文章、段落など、集合の文字又は語があまりにも多く、認識、記憶できない。

d) ラテン由来の文字であるが、意味を持つ単語であり、その単語の意味がベトナムの関連分野でよく使用され、常用されたために識別性を失ったもの。

d) 関連商品・役務自体の一般名としてベトナムで使用される単語又は単語の集合

e) 商品・役務に係る生産期間、場所、方法、種類、数量、品質、性質、成分、用途、価値の表示標

章など、商標を付した商品・役務自体を表す内容の単語又は単語の集合

g) 商品・役務の地理的起源を示す説明的な内容を含む単語又は単語の集合

h) 商標所有者の法的形態、事業分野の記述的意味を持つ単語又は単語の集合

i) 知的財産法第74条2項e号、g号、h号、i号、k号、l号、m号、o号、p号の規定による知的財産権保護範囲のいずれかの主題と同一又は類似の文字標章

4. 知的財産法第74条2項の規定による図形標識（画像、絵図、形状等の標識を含む）の識別性評価は、以下の通り行われる。

本条5項に定める例外を除き、以下の場合、図形標識は識別性がないものとみなされる。

a) 円形、楕円形、三角形、四角形等の一般的な図形、又は単純な絵図であり、絵図、画像は、製品、商品包装の背景又は飾り線としてのみ使用される図形標章

b) 過度に多くの画像、線が組み合わせられ又は重なり合っているなど、あまりにも乱雑で複雑なため、消費者が図形の特徴を認識、記憶しづらい図形標章

c) 商品又は商品の一部の絵図、画像、符合、象徴標章、通常の形状、頻繁に使用され、広く認められている商品の包装又は容器の通常の形状

d) 商標を付した商品・役務に係る場所、生産方法、種類、数量、品質、性質、成分、用途、価値、又はその他の特性など、商標を付した商品・役務自体の説明的な図形標識、又は商品に著しい付加価値を与える標章

d) 商品・役務の地理的起源の説明的な絵図、画像

e) 既に又は現在保護されている他人の工業意匠と同一又は著しく異なる図形標章

g) 知的財産法第74条2項e号、g号、h号、i号、l号、m号及びp号の規定による知的財産権保護範囲の主題と同一又は類似の図形標章

5. 以下の文字標識及び図形標章の識別性の評価には例外が適用される。

a) 本条3項a号、b号、c号、e号、g号及び本条4項a号、b号、d号、d号に掲げる場合に該当する標章で、商標として使用されており、出願日以前に、標章が関連商品・役務への識別性を獲得

したことが消費者に広く認められているもの。本項の規定による例外を適用するために、出願人は、標章が商標として広く使用され、それ故当該標章が出願人の関連商品・役務との識別性を有する証拠（周知された関連消費者の数、使用開始時期、出願日以前の使用範囲及び程度、商品の販売及び役務の提供による収益等）を提出しなければならない。この場合、標章は、登録出願書に記載の形式で、合法的な生産、事業、商業、広告、マーケティング活動において継続的かつ普遍的に使用されなければならない。

b) 本条3項g号、4項d号に掲げる標章で、商品又は役務の地理的起源の証明商標又は団体商標として登録されているもの。

6. 文字標識と図形標識を組み合わせた標章（以下「組み合わせ標章」という）の識別性評価は、以下の通り行われる。

組み合わせ標章は、文字標章と図形標章が組み合わせられて識別性を有する全体を形成する場合、識別性があるとみなされるが、具体的には以下の通り。

a) 文字標識と図形標章がどちらも識別性を有し、かつ識別性を有する全体を形成する。

b) 他の構成要素には、識別性がほとんど又は全くなくても、商標の強力な構成要素（消費者の感情に強く影響を与え、観察時に商標への注意や印象を引き付ける要素）は、識別性のある文字標章又は図形標章である。

c) 組み合わせ標章は識別性がほとんど又は全くない文字標章及び図形標章からなるが、それらの標章を組み合わせる独特の方法によって独自の印象が創出される場合、その組み合わせられた全体は依然として識別性を有するとみなされる。

d) 組み合わせ標章は、識別性がほとんど又は全くない文字及び図形の構成要素からなるが、組み合わせられた全体は、本条5項の規定に従った使用過程を通じて識別性を獲得した。

7. 最低限の情報源は以下の規定に確実に適合すること。

a) 出願に記載の標章の混同を生じる可能性を評価するために、少なくとも国家知的財産庁は以下の最低限の情報源で調査を行う。

(i) 同一又は類似の商品・役務に対するもので、審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日で国家知的財産庁に提出された商標登録出願、及び審査中の出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日で国家知的財産庁が国際事務局から通知を受けた、ベトナム指定の国際商標登録出願

(ii) 同一、類似、又は関係性がある商品・役務に使用され、ベトナムで効力を有し、保護を受け、

又は保護が認められた商標（著名商標を含む）

(iii) 同一又は類似の商品・役務に用いるもので、効力が終了してから3年未満の保護商標。ただし、知的財産法第95条1項d号の規定に従った不使用による商標の効力終了の場合を除く。

(iv) ベトナムで保護されている地理的表示

(v) 国家知的財産庁が収集、保存している商品・役務の地理的起源を示す地名、符合又はその他の標章。国際機関の地理的名称、各種品質マーク、検査マーク、保証マーク。ベトナム社会主義共和国及びその他の国の国旗、国章、国歌。ベトナム及び世界の国家機関、政治組織、社会政治組織、社会政治・職業組織、社会組織、社会・職業組織の旗、名称、符号。ベトナム及び外国の指導者、国民的英雄の名前及び肖像、著名人の名前及び肖像等

b) 国家知的財産庁は、必要に応じて本項 a 号に掲げる最低限の情報源以外の、ベトナムの工業意匠登録出願、商号、保護植物品種一覧等の参考情報源を調査することができる。

8. 登録を請求する標識と他の商標との混同を生じるほどの類似性の評価は、以下の通り行われる。

a) 出願に記載の登録を請求する標章が他の標章（以下「対照商標」という）と同一又は混同を生じるほど類似しているか否かを評価するには、本項 b 号及び c 号の規定に従って、発音、意味（文字標章の場合）、標章の構造及び表現方法（文字標章及び図形標章の場合）を比較し、かつ、本条 9 項の規定に従って、商標を付した商品・役務と対照商標を付した商品・役務とを比較しなければならない。

b) 対照商標と同一の標章：標章は、構造及び表現方法が対照商標と全く同じ場合、対照商標と同一とみなされる。

c) 以下の場合、標章は対照商標と混同を生じるほど類似していると見なされる。

(i) 当該標章は、構造又は/及び発音又は/及び意味又は/及び表現形式の点で対照商標とほぼ同様であるため、消費者が2つの標章が1つであるか、一方の標章が他方の標章の変形であるか、又は2つの標章は同一の出所であると誤信する。

(ii) 対照商標が著名商標である場合、標章が対照商標からの翻字である、又は意味の訳出にすぎない。

9. 商品・役務の類似性評価は以下の通り行われる。

a) 2つの商品又は2つの役務は、以下の特徴を持つ場合、当該商品又は役務は同一（同種）とみなされる。

- (i) 本質的部分（構成要素、構造等）が同一であり、機能、使用目的が同じである、又は
- (ii) ほぼ同様の本質的部分を有し、機能、使用目的が同じである。

b) 2つの商品又は2つの役務は、以下のいずれかに該当する場合、類似しているとみなされる。

- (i) 本質的部分が類似しており、同一商業チャネルを通じて市場に流通される（同一方式で流通され、同一種類の店舗で、関連する公衆/消費者と一緒に又は隣同士で販売される等）。
- (ii) 機能、使用目的が類似しており、同一商業チャネルを通じて市場に流通される（同一方式で流通され、同一種類の店舗で、関連する公衆/消費者と一緒に又は隣同士で販売される等）。

c) 1つの商品及び役務は、以下のいずれかに該当する場合、類似しているとみなされる。

- (i) それらの間に本質的な関係性がある（商品・役務、若しくはその原材料、部品が他方の商品・役務で構成されている）、又は
- (ii) それらの間に機能的な関係性がある（一方の商品・役務の機能を完遂するには、他方の商品・役務を使用しなければならないか、又はそれらは通常一緒に使用される）、又は
- (iii) それらの間に実行方法に関する密接な関係性がある（一方の商品・役務は、他方の商品・役務の使用、活用の結果である等）。

10. 以下の場合、標章は、同一又は類似の商品に使用される対照商標と同一又は混同を生じるほど類似しているとみなされる。

- a) 標章が対照商標と同一であり、標章を付した商品・役務が対照商標を付した商品・役務と同一又は類似している。
- b) 標章が対照商標と混同を生じるほど類似しており、標章を付した商品・役務が対照商標を付した商品・役務と同一又は類似しており、消費者に混同を生じる可能性がある。
- c) 標章が著名商標である対照商標と同一又は類似し、標章を付した商品・役務がその商標を付した商品・役務と同一でも類似でもないが、商標としての標章の使用により、消費者がその標章を付した商品・役務と著名商標所有者との関係が存在すると誤信し、実際に著名商標の識別性を減少させ、又は著名商標の信頼性を損なう可能性がある。

11. 標章のその他の混同を生じる可能性の審査は、知的財産法第 73 条及び第 74 条 2 項の規定及び以下の特定の規定に準ずる。

a) 以下の場合、標章は商品・役務の出所、原産地について混同を生じるとみなされる。

(i) 標章が国又は領域の名称、符合（国旗、国章、国号、国名、地域名等）と同一又は混同を生じるほど類似しており、標章を付した商品・役務がその国又は区域に由来すると誤信を招くが、実際には他の国、区域を由来とするもの

(ii) 保護されている地理的表示と同一又は類似する標章であり、その標章の使用が商品の地理的起源に関する消費者の誤解を招く可能性あるもの。ぶどう酒、蒸留酒について保護されている地理的表示と同一か、又は地理的表示を含むか、又は地理的表示から翻訳、翻字された標章であり、標章が当該地理的表示を付した地理的領域の原産でないぶどう酒、蒸留酒についての商標の登録を請求しているもの

(iii) 標章が、同種の商品・役務に合法的に使用された他人の商号と同一又は類似の語であり、標章を付した商品・役務が上記商号所有者によって製造、実施されたものであると消費者に誤信させる可能性があるもの

(iv) ベトナム及び外国の指導者、国民的英雄、著名人の実名、別名、筆名、肖像と同一又は類似の標章。広く周知された特徴的な著作物の人物、形象の名称又は肖像と同一又は類似の標章であり、その標章の使用が標識を付した商品・役務がその著作物の所有者によって製造、実施されたものであると消費者に誤信させる可能性があるもの

(v) 商標登録出願の出願日又は優先日より先の出願日又は優先日の工業意匠登録出願に基づき保護されている他人の工業意匠と同一又は著しく異なる標章

b) 以下の場合、標章は商品・役務の本質、価値について混同又は誤解を生じる可能性があるものとみなされる。

(i) 商標又はその他の標章と同一又は類似している標章であり、広く使用されているため、特定の商品・役務の性能、用途と関係があるとみなされる等、標章が、商品・役務の性能、用途について誤った印象を与える語、絵図、画像、記号等であり、その標章を付した商品・役務にもそれらの性能、用途があると消費者に誤信させるもの

(ii) 標章を付した商品・役務に関連する他の商品・役務の説明により、当該標章を付した商品・役務が、説明された商品・役務で構成されているか、又は同じ本質的部分を持っているという誤った印象を与える等、標章が、商品・役務の構成、構造について誤った印象を与える語、画像であるもの

12. 商標登録出願が保護条件を満たすと結論付けられた場合、本条 13 項 c 号、d 号、e 号細分(ii)の規定による商標登録証明書を交付する意向の実体審査結果通知を発出する前に、国家知的財産庁は、以下の規定に従い、知的財産法第 90 条 2 項及び 3 項に定める先願主義が確保されていることの確認を行う。

a) 先願主義を確認するには、国家知的財産庁が受領し、審査中の出願の出願日又は優先日（出願が優先権に適格である場合）よりも先の出願日又は優先日（出願が優先権に適格である場合）の（確認時点の）すべての商標登録出願の調査を行わなければならない。

b) 調査は、複数の異なる登録人による、同一又は類似の商品・役務に対する、同一又は混同を生じるほど類似する商標の出願（審査中の出願を含む）が多数ある事例、又は同一人による同一商品・役務に対する同一商標登録の複数の出願がある事例を発見し、最先の出願日又は優先日の出願を特定するためのものである。

c) 本項 b 号に掲げる場合に該当する複数の出願がある場合、商標登録証明書は、保護証書交付の条件を満たす出願のうち最先の出願日又は優先日の有効な出願の商標にのみ交付される。

d) 本項 b 号に掲げる出願のうち、複数の出願が同一の最先の出願日又は優先日である場合、商標登録証明書は、出願人全員の合意により、それらの出願のうち単一出願の商標にのみ交付され、合意に達しない場合、すべての出願の主題は保護証書の付与を拒絶される。

13. 本通達第 12 条 4 項に定める出願の実体審査期間の満了日前に、国家知的財産庁は以下の作業を行う。

a) 保護を請求する出願の主題が、保護条件を満たしていないか、知的財産法第 117 条に掲げる場合に該当するか、又は保護条件を満たすが出願に不備がある場合、国家知的財産庁は、商標登録証明書の交付を拒絶する意向、拒絶理由又は出願の不備を明記し、出願人が意見する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査結果の通知を発出する。

b) 本項 a 号に定める期日内に、出願人が不備を補正しないか、補正したが要件を満たしていないか、異議を唱えないか、又は異議を唱えたが不当な場合、本項 a 号に掲げる期間満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は、商標登録証明書交付の拒絶決定を発出する。

c) 保護を請求する出願の主題が保護条件を満たす場合、又は出願人による不備の補正が要件を満たす場合、又は本項 a 号に定める期限内に実体審査の結果の全部又は一部が正当な説明がなされた場合、国家知的財産庁は、保護条件を満たす全部又は一部に商標登録証明書を交付する意向を記載し、出願人が商標登録証明書交付料、商標登録証明書交付決定の公開手数料、交付決定の登録手数料を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、出願の実体審査の結果通知を発出する。

d) 保護を請求する出願の主題に保護条件を満たしていない部分（製品/役務群別）がある（又は個別保護されない）場合、国家知的財産庁は要件を満たした部分に対する商標登録証明書を交付する意向、出願の実体審査のすべての結果に対して同意する場合に出願人が支払うべき商標登録証明書交付料及び所定のその他手数料、料金、残りの部分（又は個別保護されない部分）に対する交付拒絶理由を明記し、出願人が書面により意見（実体審査の結果への同意又は説明）する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査の結果通知を発出する。

d) 本項 d 号に定める期間が満了しても、出願人が異議を唱えない、又は書面による同意を行わず、所定の手数料、料金を納付しない場合、上記期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は商標登録証明書交付の拒絶決定を発出する。

e) 本項 d 号に定める期間満了時に、出願人が書面で異議を唱えた場合、国家知的財産庁は以下の通り行う。

(i) 出願人がすべての実体審査結果に対する正当な説明を行った場合、出願人が商標登録証明書交付料、商標登録証明書交付決定の公開手数料、及び登録手数料を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、商標登録証明書を交付する意向の実体審査結果を通知する。

(ii) 出願人が異議を唱え、説明を行ったが、正当でない、又は正当な説明が一部の实体審査結果に対してのみだった場合、保護条件を満たす部分に対する商標登録証明書を交付する意向、残りの部分（又は個別保護されない部分）に対する交付拒絶理由を含め、出願人が商標登録証明書交付料、商標登録証明書交付決定の公開手数料、及び登録手数料を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査結果を通知する。

g) 出願人が本項 c 号及び e 号に定める期限内に商標登録証明書交付料、商標登録証明書交付決定公開手数料及び登録手数料を全額納付しない場合、該当期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は商標登録証明書交付の拒絶決定を発出する。

h) 本項 c 号、d 号、e 号に掲げる場合について、出願人が、所定の各種手数料、料金を期日までに全額納付する場合、該当する期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は商標登録証明書の交付決定を発出する。本項 e 号細分(ii)の規定による商標登録証明書の交付決定には、対応する拒絶部分に対する交付の拒絶理由を明記しなければならない。

第 27 条 著名商標の認定

1. 著名商標は、知的財産法第 75 条の規定により、パリ条約第 6 条 2 の規定に則り、ベトナムの法律によって保護される。

2. 著名商標に対する権利は、登録手続を必要とせずに保護され、商標所有者に帰属する。商標所有者は、本条 3 項に定める書類を使用して、商標の所有権を証明し、商標が著名であるとみなされる条件を満たすことを証明できる。

3. 商標所有権及び商標の著名性を証明する書類には、商標の使用範囲、規模、程度、継続性に関する情報及び以下の情報が含まれる。商標の出所、歴史、継続使用期間に関する説明。商標が著名商標として登録又は認められた国の数。商標を付した各種商品・役務一覧。商標が流通している領域、製品販売又は役務提供の売上。商標を付した商品・役務の生産・消費量。商標の資産価値、使用権の譲渡又は移転価格、商標に係る出資額。国内外の展示会への参加を含む、商標の広告、マーケティングへの投資、コスト。侵害、紛争事件、裁判所又は管轄機関の決定、判決。売買、使用、広告、マーケティングを通じて商標を周知する消費者の調査データ。国内外の組織、マスメディアの商標のランキング、評価。商標が獲得した賞、称号。知的財産鑑定組織の鑑定結果。

4. 承認された著名商標が、知的財産法第 129 条 1 項 d 号の規定による、当該著名商標に対する権利侵害処理決定につながり、又は知的財産法第 74 条 2 項 i 号の規定によるその他の商標の不保護決定につながる場合、当該著名商標は知的財産権の確定及び保護のための参考情報として国家知的財産庁に保管されている著名商標一覧に記録される。

第6節 地理的表示登録出願及び処理

第28条 地理的表示登録出願の要件

地理的表示登録出願は、知的財産法第100条、第101条、第106条、政令第65/2023/ND-CP号付録Iに定める要件を満たさなければならない。

第29条 地理的表示登録出願の方式審査及び公開

地理的表示登録出願の方式審査及び公開は、本通達第9条及び第10条に定める一般手続に準ずる。

第30条 地理的表示登録出願の実体審査

1. 地理的表示登録出願の実体審査は、本通達第12条に定める一般手順、本条の特定規定に準ずる。

2. 出願の主題と地理的表示登録証明書との間の適合性の評価は、以下の通り行われる。

地理的表示登録出願の主題が、知的財産法第4条22項の規定による特定の区域、地域、領域又は国の製品の地理的起源を示すために用いられる、目に見える標識でない場合、地理的表示保護証書の種類に適合しないとみなされる。

3. 地理的表示登録出願の実体審査における最低限の情報源は以下を含む。

a) 地理的表示産品と同一又は類似の産品に対してベトナムで保護されている商標で、ベトナムが加盟している国際条約に基づき保護されている商標を含み、保護開始日が地理的表示登録の出願日より先のもの

b) 地理的表示産品と同一又は類似の産品に対して、ベトナムでの出願日又は優先日が先の商標登録出願の商標

c) 国家知的財産庁によって著名商標として認定された商標

d) 地理的表示産品と同一の産品に対してベトナムで保護されている地理的表示

4. 保護条件に基づく地理的表示の評価は、以下の規定に準ずる。

a) 出願の主題は、知的財産法第79条に定める条件に基づき、知的財産法第80条の規定に該当しないこと。具体的には、以下の条件に該当することが十分に証明されなければならない。

- (i) 出願に記載の地理的表示に対応する地理的区域が存在すること。
- (ii) 上記の地理的区域由来の製品であること。
- (iii) 当該製品が、知的財産法第 82 条の規定に従って、上記地理的区域の地理的条件によって決定付けられる特殊な性質/品質及び/又は名声を有すること。

b) 地理的表示は、商品・役務の地理的起源を示すものとしてベトナムの消費者に周知されている標識と同一、又は区別できないほど類似しているとみなされる場合、知的財産法第 80 条 4 項の規定により、当該地理的表示製品の真正な地理的起源について消費者に誤解を与える。

商品・役務の地理的起源を示すとみなされる標識は、本通達第 27 条 8 項の規定と同様に適用される。

c) 本項 a 号及び b 号に掲げる保護条件による地理的表示の評価は、出願人によって提供された情報に基づき、本条 3 項に定める最低限の情報源から発見された情報に基づき行われる。

5. 商標が地理的表示と同一又は類似していることを発見した場合、国家知的財産庁は、知的財産法第 112 条又は第 112a 条の規定に従って意見するよう商標所有者に通知する。

6. 登録出願の地理的表示が知的財産法第 4 条 22a 項の規定に従って保護されている地理的表示と同音であると判断された場合、国家知的財産庁は出願人に通知し、それら地理的表示間の識別性を確保するため、地理的表示の使用条件及び表示方法の説明書類の提出を出願人に請求する。説明書類は政令第 65/2023/ND-CP 号付録 I の規定を満たさなければならない。

7. 本通達第 12 条 4 項に定める出願の実体審査期間の満了日前に、国家知的財産庁は出願人に以下の通知のいずれかを送付する。

a) 保護を請求する出願の主題が、保護条件を満たしていないか、知的財産法第 117 条に掲げる場合に該当するか、又は保護条件を満たすが出願に不備がある場合、国家知的財産庁は、地理的表示登録証明書の交付を拒絶する意向、拒絶理由又は出願の不備を明記し、出願人が意見する期限を通知発出日から 3 か月と定め、実体審査結果の通知を発出する。

b) 保護を請求する出願の主題が保護条件を満たす場合、又は出願人による不備の補正が要件を満たす場合、又は本項 a 号に定める期日内に実体審査の結果の正当な説明がなされた場合、国家知的財産庁は、地理的表示登録証明書を交付する意向を記載し、出願人が地理的表示登録証明書交付料、地理的表示登録証明書交付決定の公開手数料及び登録手数料を納付する期限を通知発出日から 3 か月と定め、出願の実体審査の結果通知を発出する。

c) 本項 a 号に定める期間が満了しても、出願人が不備を補正しないか、補正したが要件を満たしていないか、異議を唱えないか、若しくは異議を唱えたが不当な場合、又は本項 b 号に定める期間が満了しても、出願人が所定の各種手数料、料金を全額納付しない場合、上記期間満了日から 15 営業日以内に、国家知的財産庁は、地理的表示登録証明書交付の拒絶決定を発出する。

d) 本項 b 号に掲げる場合について、出願人が、所定の各種手数料、料金を期日までに全額納付する場合、該当する期間の満了日から 15 日以内に、国家知的財産庁は地理的表示登録証明書の交付決定を発出する。

第 3 章 保護証書

第 31 条 保護証書の付与又は付与拒絶

1. 国家知的財産庁は、知的財産法第 117 条 1 項、1a 項及び 2 項に定める場合に対して、知的財産法第 117 条 3 項の規定による保護証書付与の拒絶手続を行う。
2. 国家知的財産庁は、知的財産法第 118 条 1 項及び政令第 65/2023/ND-CP 号付録 II の規定に従って、保護証書の付与手続を行う。

第 32 条 工業所有権及び工業所有権代理人の国家登録簿

1. 工業所有権の国家登録簿は、以下の規定に準じて作成される。
 - a) 工業所有権の国家登録簿は、確定された工業所有権の法的状態に関する十分な情報を示す、国の公式公開データベースである。工業所有権の国家登録簿は以下の種類からなる。
 - (i) 発明に関する国家登録簿
 - (ii) 実用新案に関する国家登録簿
 - (iii) 工業意匠に関する国家登録簿

- (iv) 半導体集積回路配置に関する国家登録簿
- (v) 商標に関する国家登録簿
- (vi) 地理的表示に関する国家登録簿

b) 国家手続に従って登録される工業所有権の主題の場合、本項 a 号に定める国家登録簿は、保護証書ごとに対応する項目で構成され、それぞれの項目は以下からなる。

- (i) 保護証書に関する情報：保護証書の番号、付与日。保護対象名、保護の範囲/量、有効期限。保護証書所有者/地理的表示登録者の氏名及び住所、地理的表示管理組織、発明、回路配置、工業意匠創作者の名前及び国籍
- (ii) 保護証書の付与請求に関する情報（出願番号、出願日、出願の優先日、工業所有権代理組織（あれば）の名前）
- (iii) 保護証書、保護証書の効力の状況の補正（効力維持、効力更新、効力終了、無効化）の情報に関連するあらゆる補正。工業所有権の主題の所有権、使用权の移転。再付与回数、再付与日、副本付与、副本番号（共同所有者用）、副本の付与日、工業所有権代理組織の変更（あれば）等

c) 国際登録手続により保護が承認された商標、工業意匠の場合、本項 a 号細分(iii)及び細分(v)の規定に該当する国家登録簿の国際登録商標の部及び国際登録工業意匠の部には、以下の項目を含む。

- (i) 保護状態に関する情報：決定番号、保護決定日又は承認日。保護対象名、保護範囲、有効期限。保護証書所有者の氏名及び住所、工業意匠創作者の名前及び国籍
- (ii) 保護証書の付与請求に関する情報（出願番号、出願日、出願の優先日、工業所有権代理組織（あれば）の名前）

d) 国際条約に基づき保護が承認された地理的表示の場合、本項 a 号細分(vi)に定める国家登録簿の国際地理的表示の部には、以下の項目を含む。

- (i) 保護状態に関する情報：国際条約名、国際条約の発効日、又は国際条約に基づく地理的表示保護の承認日。保護を受ける地理的表示、保護の範囲/量。地理的表示管理組織の名称及び住所

(ii) 保護を請求する地理的表示の関連書類、資料に関する情報（保護に関する国際条約、国際協定、保護を請求する地理的表示の関連データベース（あれば））

(iii) 保護を受ける地理的表示の法的状態に関するあらゆる補正：効力の状況、保護の範囲/量、管理権の移転等

2. 工業所有権代理人の国家登録簿には、各工業所有権代理組織に対応する項目が含まれる。具体的には以下の通り。

(i) 工業所有権代理組織に関する情報（工業所有権代理組織の正式名称、取引名、住所、情報記録、除名、補正）

(ii) 組織の工業所有権代理人のリストに関する情報（リスト上の各メンバーの氏名、本籍地、実務証明書番号）

(iii) 工業所有権代理人リストの変更に関する情報（実務証明書の新規発行、再発行、取消、除名等）

3. 本条 1 項及び 2 項に掲げる国家登録簿は、国家知的財産庁によって紙又は電子形式で作成及び保管される。登録簿の謄本又は抄本交付手数料を納付することを条件として、誰でも電子登録簿（あれば）を調査し、又は登録簿の謄本又は抄本の交付を国家知的財産庁に要求することができる。

第 33 条 保護証書付与決定の公開

1. 国際工業意匠登録の保護証書の付与決定、保護承認決定、国際登録商標保護の承認決定はすべて、決定発出日から 60 日以内に国家知的財産庁によって工業所有権公報に公開され、出願人は所定の公開手数料を納付しなければならない。

2. 本条 1 項の規定に従って公開される情報は、対応する決定に記す情報（決定番号及び決定日を含む）及び以下の情報が含まれる。

a) 発明特許証及び実用新案特許証の場合：発明者の名前及び国籍。特許要約書。要約書に添付の特微的な絵図（あれば）。国際特許分類。出願変更、出願分割、分割/変更出願の原出願番号等に関する情報（あれば）。その他の情報（あれば）

b) 工業意匠特許証の場合：工業意匠の創作者の氏名、国籍。工業意匠の写真又は図面。保護を請求するバリエーション数。国際工業意匠分類。出願分割、分割出願の原出願番号等に関する情報（あれば）。その他の情報（あれば）

- c) 国際登録工業意匠の保護承認決定の場合：工業意匠の創作者の氏名、国籍。工業意匠の写真又は図面。保護を請求するバリエーション数。国際工業意匠分類。出願分割、分割出願の原出願番号等に関する情報（あれば）。その他の情報（あれば）
- d) 商標登録証明書の場合：商標の見本、商品・役務国際分類表による商標を付した商品・役務一覧。出願変更、出願分割の関連情報、分割出願の原出願番号等（あれば）。団体商標、証明商標の使用規則（団体商標、証明商標の場合）。その他の情報（あれば）
- d) 国際登録商標保護の承認決定の場合：商標の見本。商品・役務国際分類表による商標を付した商品・役務群。その他の情報（あれば）
- e) 地理的表示登録証明書の場合：地理的表示製品の固有の特性の要約、及び地理的表示製品名、その他の情報（あれば）
- g) 半導体集積回路配置登録証明書の場合：回路配置創作者の氏名及び国籍。その他の情報（あれば）。ただし、規定による秘密情報は除く。

3. 国際条約に基づき保護が承認された地理的表示は、保護の承認日から 60 日以内に国家知的財産庁により工業所有権公報に公開される。上記の地理的表示に必要な関連情報は、政令第 65/2023/ND-CP 号第 11 条 2 項の規定に従って、地理的表示名、地理的表示製品の固有の特性の要約、地理的表示製品名、地理的表示の保護範囲/区域、その他の情報（あれば）を含めて公開される。

第 34 条 保護証書無効化の根拠

1. 該当する技術分野の通常の知識を有する者が最初の明細書と比較した際、特許明細書に内容の変更があり、この変更により、直接かつ明確に出願の最初の明細書に由来しない情報が出現するとみなす場合、保護証書の付与を受ける発明が、知的財産法第 96 条 2 項 d 号の規定による発明登録出願の最初の明細書に開示された範囲を超えるため、発明保護証書は無効となる。具体的には以下の通り。

- a) 出願の補正、補完の過程で、出願人が最初の明細書から直接かつ明確に特定できない技術標識、又は複数の技術標識を明細書に記載した。
- b) 発明について明確に開示し、又は保護請求について完全に開示するため、最初の説明部分（絵図を含む）及び/又は最初の保護請求からは直接かつ明確に特定できない情報（目的、有効性等に関する情報を含む）を追加した。

c) 明細書への追加内容が、絵図上の寸法値を測定することによって得られる寸法値に関連する技術標識である。

d) 出願の最初の明細書に言及がない詳細又は構成要素を明細書に追加し、これにより最初の出願にない特別な効果及び/又は作用を与えた。

d) 該当する技術分野の通常の知識を有する者が最初の出願からは特定できない効果及び/又は作用（利益）を明細書に追加した。

e) 保護請求の技術標識を変更するが、この変更された技術標識が開示されていないか、又は最初の明細書から直接かつ明確に特定できない。

g) 不特定内容を具体的な特定内容に変更することで、新規の内容を追加した。

h) 各技術標識間の関係性が最初の出願では開示されていないにもかかわらず、最初の出願の別々の技術標識を組み合わせて新しい技術標識にした。

i) 説明部分の 1 つ以上の技術標識を変更して技術標識を最初の明細書に記載の技術標識と異なるものにした。

k) 技術標識を保護請求項から削除したが、当該技術標識は設定された目標達成のために、保護を請求する主題にとって必須であり、及び/又は当該技術標識の削除によって技術標識又は他の（各）技術標識が変更された。

2. 以下の場合、知的財産法第 96 条 1 項 a 号の規定の出願人による不正目的での商標登録となるため、商標保護証書は無効となる。

a) 出願時に、出願人が登録しようとしている商標が、同一又は類似の商品・役務に対してベトナムで広く使用されている商標、又は他国での著名商標と同一又は区別するのが困難なほど類似していることを知っていた、又は知る根拠があったとする裏付けがある。

b) 当該登録が、商標の名声、信用を利用して利益を得ることを目的とする、又は主に、本項 a 号に掲げる商標の所有者への登録権の売却、ライセンス許諾、又は移転を目的とする、又は、本項 a 号に掲げる商標の所有者による市場への参入を阻止して競争を制限することを目的とする、又はその他公正な取引慣行に反する行為である。

3. 本条 1 項及び 2 項の規定は、発明及び商標登録出願処理過程にも適用される。

第4章

工業所有権手続に関連する不服申立及び申立処理

第35条 不服申立の権利を有する者、不服申立の対象、不服申立の時効及び不服申立処理責任者

1. 不服申立の権利を有する者は、知的財産法第119a条の規定による組織又は個人である。
2. 知的財産法第119a条1項に定める不服申立の対象となりうる決定、通知は、本通達の対応する規定による工業所有権手続に関連する国家知的財産庁の正式な決定、通知であり、以下の決定、通知を含む。
 - a) 出願の受領拒絶通知
 - b) 有効な出願の受理決定
 - c) 出願の受理拒絶決定
 - d) 出願の補正、補完/出願の変更/出願人の変更/出願の取下請求の受理又は拒絶通知
 - d) 保護証書の付与拒絶決定、保護証書の付与決定
 - e) 国際登録工業意匠保護の承認拒絶決定、国際登録商標保護の承認拒絶決定、国際登録工業意匠保護の承認決定、国際登録商標保護の承認決定
 - g) 保護証書副本の付与決定、保護証書の再付与決定、保護証書副本の付与拒絶決定、保護証書の再付与拒絶決定
 - h) 保護証書の効力維持に係る通知、保護証書の効力維持に係る拒絶決定
 - i) 保護証書の効力更新決定、保護証書の効力更新拒絶決定
 - k) 保護証書の補正決定、保護証書の補正請求拒絶決定
 - l) 保護証書の一部又は全部の効力終了又は無効化決定、保護証書の効力終了/無効化の拒絶通知
 - m) 国際商標登録の効力終了、無効化請求の出願処理に関する決定、通知。国際工業意匠登録の効力終了、無効化請求の出願処理に関する決定、通知
 - n) 工業所有権代理、工業所有権鑑定、工業所有権移転に関連する行政決定

o) 国家知的財産庁による初回不服申立処理決定

p) 不服申立に関する法律の規定による不服申立の対象となる条件を満たす決定、通知及びその他の行為

情報を提供し、書類の完備を請求する通知は、行政決定ではないため、不服申立の対象にはならない。例えば、審査結果の通知、書類の不備、補正、補完請求、拒絶意向の通知、国際登録商標保護の一時拒絶通知、国際登録工業意匠保護の拒絶通知等

3. 以下の内容は不服申立処理過程で承認されない。

a) 不服申立がなされた決定、通知の対象となっている工業所有権の確定登録出願の補正、補完請求（特許明細書（保護請求を含む）の補正請求。工業意匠の写真、図面、明細書の補正請求。商標見本、及び商標を付した商品・役務一覧の補正請求。地理的表示登録出願に係る地理的表示産品名、地理的表示産品の固有の特性の明細書及び地理的表示に対応する地理的区域の地図の補正請求等）。ただし、ベトナムが加盟する国際条約に別段の規定がある場合を除く。

b) 工業所有権登録出願の審査過程から存在していたが、何らかの客観的な理由により、国家知的財産庁及び関連する組織又は個人は、保護証書の付与/付与拒絶決定の発出後にのみ知ることができた詳細（以下、「新詳細」という）。ただし、当該詳細が本通達第 38 条 6 項 b 号の規定に従って第三者から提供された場合を除く。

4. 不服申立書は、不服申立法第 9 条及び第 33 条に定める時効内に提出しなければならない。

5. 初回不服申立処理権限を有する者は、国家知的財産庁長官とし、二回目の不服申立の処理権限を有する者は科学技術大臣とする（以下総称して「不服申立処理責任者」という）。

第 36 条 不服申立書

1. 不服申立書は、知的財産法第 119a 条の規定による十分な情報の記載、及び不服申立法第 8 条 2 項の規定による申立内容の関連書類を含み、不服申立法の一部条項の細則及び施行措置を定める 2020 年 10 月 19 日付政令第 124/2020/ND-CP 号（以下、「政令第 124/2020/ND-CP 号」という）第 3 条 1 項の規定に準ずる。具体的には以下の通り。

a) 不服申立の対象となっている国家知的財産庁の決定又は通知の謄本、及び当該決定又は通知の対象となっている工業所有権登録出願の謄本（出願人が二回目の申立を行う場合）、又は上記書類に関する情報を表示した書類

- b) 初回不服申立処理決定の謄本（二回目の不服申立の場合）
- c) 不服申立の証明及び論点を明確化するための証拠（証拠又は物的証拠）

証拠は、不服申立書の提出日から1か月以内に追加提出することができる。

2. 知的財産法第119a条2項の規定によるベトナムの法定代理人を通じて不服申立書を提出する場合、申立には委任状を添付しなければならない。二回目の不服申立の場合、本通達第3条5項の規定に該当する委任状の写しは、国家知的財産庁の証明がなければならない。

第37条 不服申立の取下、不服申立処理の停止

1. 不服申立人は、不服申立法第10条の規定により不服申立を取下げることができる。不服申立の取下が申立人の委任により行われる場合、不服申立の取下の委任については委任状に明記しなければならない。取下げられた申立は申立てられなかったものとみなされる。不服申立人は、不服申立書、及び納付した不服申立の処理業務に係る料金の返還を受けない。ただし、申立受理又は不受理の通知発出日より前に不服申立が取下げられた場合を除く。

2. 不服申立処理責任者は、以下の場合に不服申立処理を停止する決定を発出する。

- a) 申立人が不服申立を取下げた。
- b) ベトナムにおける保護証書、国際商標登録、国際工業意匠登録が無効化した、又は関連する国際条約の規定に基づき国際商標登録が失効した。

第38条 不服申立処理の手順、手続

1. 不服申立書の受理は、不服申立法第27条及び知的財産法第119a条1項の規定に準ずる。具体的には以下の通り。

a) 不服申立書の受領日から10日以内に、不服申立処理責任者は以下を行わなければならない。

(i) 申立が本項b号に定めるいずれかに該当する場合には、拒絶理由を明記した不服申立の不受理通知を発出する、又は

(ii) 申立が本項b号の規定に該当しない場合は、申立受理日を記録し、不服申立の内容に応じた申立処理に係る再審査が必要な場合（あれば）の調査手数料及び/又は審査手数料を特定し、申立人が納付する期限を1か月と定め、不服申立の受理通知を発出する。

b) 以下のいずれかに該当する場合、不服申立書は受理されない。

(i) 不服申立の対象が、本通達第 35 条 2 項に定める正式な決定又は通知ではない。

(ii) 不服申立の対象となっている決定、通知、行為が、申立人の合法的な権利、利益に直接関係しない。

(iii) 不服申立書が本通達第 36 条 2 項の規定に従って提出されていない。

(iv) 所定の時効を超えて不服申立書が提出された。ただし、政令第 65/2023/ND-CP 号第 15 条 3 項及び 4 項に定める場合を除く。

(v) 不服申立が、二回目の不服申立処理決定を受けている。

(vi) 不服申立が裁判所によって受理された、又は裁判所の判決、決定によって解決済みである。ただし、裁判所による行政事件の解決を停止する決定がある場合を除く。

(vii) 不服申立人が、不服申立法第 10 条及び第 11 条 8 項の規定による不服申立の処理停止決定の日から 30 日の期間が経過した後も不服申立を継続している。

(viii) 不服申立書が、不服申立の対象となっている決定、通知、行為の違法な要素を示せず、当該決定、通知の対象となっている申立の補正、補完請求のみである。

(ix) 不服申立書が国家機密範囲内の工業所有権の主題に関連する行政通知、決定、行為に対するものである。

c) 本項 a 号細分(ii)に定める不服申立受理通知に基づき、申立処理に係る再審査が必要な場合に申立人が審査手数料を納付しない場合は、不服申立書は、書類内の資料に基づき処理される。

2. 不服申立の処理期限は、知的財産法第 119a 条、不服申立法第 28 条及び第 37 条の規定に準ずる。

3. 不服申立の内容を確認するため、不服申立処理責任者は、政令第 124/2020/ND-CP 号第 21 条の規定に従い、受理した不服申立書に直接関係する権利、義務を有する者（以下「関係当事者」という）から意見聴取する。

a) 不服申立処理責任者は、関係当事者が意見する期限を通知発出日から 1 か月と定め、不服申立の内容を関係当事者に書面で通知する。

b) 関係当事者は、本項 a 号に掲げる期限内に、自らの主張を証明する情報、証拠を提供する権利を有し、不服申立処理責任者は、不服申立を処理する際、当該情報、証拠を検討する責任を有する。

c) 不服申立処理責任者は、不服申立人が関係当事者の意見に対して反論する期限を通知発出日から2か月と定め、関係当事者の意見の内容を書面で通知する。

d) 定められた期間が満了しても、一方の当事者が意見しない場合、不服申立書は、他方当事者の意見を示した書類を含む申立書の書類に基づき処理される。

4. 複雑な不服申立に対する初回不服申立を処理する過程で、初回不服申立処理責任者は、自発的に、又は不服申立人の請求に応じて、知的財産法第119a条4項の規定、及び本通達第13条の案内に従って再審査を行うことができる。再審査の過程で、初回不服申立処理責任者は、以下の規定に従って、独立した専門家又は諮問評議会に意見を求めることができる。

a) 初回不服申立処理責任者は、再審査が必要な内容の複雑さに応じて、再審査の過程で独立したコンサルタント、諮問評議会に意見を求めることができる。

諮問評議会は議長及び評議員で構成される。独立したコンサルタント、諮問評議会は、再審査が必要な内容の技術的な問題、法的問題、及び処理計画について、不服申立処理責任者に助言する役割を有する。

独立したコンサルタント、諮問評議会の議長及び評議員は、工業所有権コンサルタントリスト及びその他の情報源（当該リストに適切な専門家がない場合）から選定された、適切な専門資格を持つ者である。

工業所有権コンサルタントリストの作成は、科学技術省監査局と連携して国家知的財産庁が主管し、工業所有権公報に公開する。

b) 諮問評議会は、以下の原則に従って組織、運営される。

(i) 諮問評議会は、初回不服申立処理責任者の決定に従って設立される。

(ii) 諮問評議会は、会議、集団協議及多数決形式で運営される。

(iii) 不服申立の各当事者、関連する権利及び義務を有する者は、申立の詳細を明らかにするために諮問評議会の会議に出席するよう招待される場合がある。

c) 以下の者は不服申立において諮問評議会に参加せず、独立したコンサルタントになることもない。

(i) 被申立人（不服申立がなされた決定、通知の発行者）

(ii) 不服申立がなされた決定、通知に係る工業所有権の確定登録出願を審査した者

- (iii) 不服申立に直接関係する権利、利益を有する者
- (iv) 判断する根拠がある場合、不服申立において客観的ではない可能性がある者。

本号に掲げる者は、不服申立の内容で自ら行った業務に関連する解説、説明、情報提供を行う責任を有する。

d) 独立したコンサルタントの意見、諮問評議会の議長及び評議員の意見、諮問評議会の作業結果は書面で示されなければならない。

5. 初回不服申立処理責任者は、不服申立法第 30 条の規定に従って対話会合を開催する。初回不服申立処理過程の再審査（あれば）に関して、独立したコンサルタント、諮問評議会の評議員は、対話会合に出席するよう招待される場合がある。

6. 初回不服申立処理権限を有する者は、以下の規定に従って不服申立処理決定を発出する。

a) 初回不服申立処理責任者は、不服申立がなされた決定、通知の精査結果に基づき、不服申立法第 31 条 2 項に定める内容を含む、不服申立処理決定を発出する。

b) 不服申立人が不服申立がなされた決定、通知の対象である工業所有権の出願人ではない、又は当該工業所有権の確定を請求し、若しくは工業所有権移転契約書の登録をする者ではないが、不服申立処理の結論に影響を与える可能性がある新詳細を提供した場合、国家知的財産庁は、本通達第 13 条 2 項 b 号及び c 号に定める工業所有権の確定登録出願再審査手順に基づき、新詳細に関連する内容の再審査を行う。その審査結果に基づき、初回不服申立処理権限を有する者は、本項 a 号に従って不服申立処理決定を発出する。

7. 本通達における初回不服申立の処理に関する規定は、二回目の不服申立の処理にも適用される。ただし、本条 4 項の申立内容の再審査における専門家の意見聴取の関連規定を除く。複雑な不服申立の場合、必要に応じて、二回目の不服申立処理責任者は、不服申立処理過程で意見を求めるために、本条 4 項の案内に従って諮問評議会を設立する。

第 39 条 不服申立処理決定の公開

不服申立処理決定は、決定発出日から 15 日以内に不服申立処理機関の電子情報ポータルに、2 か月以内に工業所有権公報にそれぞれ公開される。

第 40 条 不服申立がなされた決定、通知、及び不服申立処理決定の効力

1. 不服申立がなされた決定、通知は、不服申立の処理期間中も依然として効力を有する。ただし、不服申立法第 35 条の規定に従った不服申立処理責任者の書面による決定、又は訴訟に関する法律の規定に従った裁判所の要請により執行が一時停止される場合を除く。

2. 国家知的財産庁は、不服申立法第 44 条の規定に従って、法的効力を有する不服申立処理決定を直ちに執行する責任を有する。具体的には以下の通り。

a) 国家知的財産庁長官による初回不服申立処理決定は、申立人が二回目の不服申立をしない場合、署名日から 30 日後に法的効力が生じる。往来が困難な僻地、遠隔地の場合、期限は延長できるが、45 日を超えてはならない。

b) 科学技術大臣による二回目の不服申立処理決定は、署名日から 30 日後に法的効力が生じる。往来が困難な僻地、遠隔地の場合、期限は延長できるが、45 日を超えてはならない。

3. 二回目の不服申立書の受理は、受理日から 10 日以内に初回不服申立処理責任者に通知しなければならない。この場合、初回不服申立処理決定は法的効力を持たない。不服申立がなされた決定、通知は、二回目の不服申立処理決定の法的効力が発生するまで引き続き効力を有する。

4. 二回目の不服申立を行う者は、自らの権利及び利益を確保するために、当該不服申立書の提出について初回不服申立処理責任者に直ちに通知することができる。

第 41 条 不服申立の制限措置

1. 国家知的財産庁は、発行された決定、通知を検査、精査する責任を有し、違法の兆候を見つけた場合、適時に修正、是正し、不服申立を回避する。ただし、当該決定、通知が不服申立の対象である場合を除く。

2. 不服申立処理過程で、不服申立処理責任者は、法律の規定に従って紛争当事者が和解に至るよう奨励し、条件を整える。

第 5 章

工業所有権情報の保証

第 42 条 工業所有権に関する国家データベースの構築及び管理

1. 国家知的財産庁は、以下について責任を有する。国内外の工業所有権情報データベースの構築、管理、工業所有権情報の分類・調査ツールの構築、調査・使用方法の案内。工業所有権の確定及び保護、研究、開発及び経営活動に資する情報を求める対象が情報データベースに確実にアクセスできるための完全、適時かつ正確な情報提供。工業所有権に関する国家データベースの共有、接続、活用、国際協力、その他の関連活動の管理、運営

2. 工業所有権に関する国家データベースは、調査目的に適しており、以下に関連する目録情報及び全文情報（あれば）が選択的、系統的に収集される。

- a) 公開された工業所有権登録出願
- b) ベトナムで付与された保護証書、保護が認められた工業所有権

第 43 条 工業所有権に関する国家データベースの情報へのアクセス及び活用

あらゆる組織又は個人は、以下の 2 つの形式で工業所有権に関する国家データベースの情報にアクセスし、活用する権利を有する。

1. 国家知的財産庁が公衆アクセスのための情報調査ベースに公開設定した、又はインターネット上に公開したデータベース内の情報を自ら調査、検索する。
2. 所定の費用を支払うことを条件として、国家知的財産庁による情報、資料の調査、提供業務を利用する。

第 44 条 情報調査、資料提供業務

国家知的財産庁は、本通達第 43 条 2 項に定めるニーズがある組織又は個人に対して情報調査、資料提供業務を実施する。

第 45 条 地域における工業所有権情報の保証

1. 自らの条件及び能力に応じて、地域の工業所有権に関する国家管理機関は、地域の工業所有権の研究、応用、生産・事業開発、保護活動に対する工業所有権情報を保証するため、工業所有権データベースを構築し、管理することができる。
2. 省・中央直轄市の工業所有権に関する国家管理機関は、本通達の規定に従って工業所有権情報を保証する活動を行う責任及び権限を有する。
3. 国家知的財産庁は、省・中央直轄市の工業所有権に関する国家管理業務に役立つよう、定期的（少なくとも 6 か月ごと）に工業所有権に関する国家データベースの情報の統計を行う責任を有する。

第 46 条 書類謄本交付、優先権を主張する最初の出願証明

1. すべての関連組織又は個人は、工業所有権の確定過程で国家知的財産庁が交付した書類謄本、国家知的財産庁が作成した原簿からの謄本、又は当該組織又は個人が作成し、国家知的財産庁に提出した書類の謄本の交付を国家知的財産庁に請求する権利を有する。謄本交付を請求する者は、書類謄本に係る費用を支払わなければならない。

2. 出願人は、書類謄本に係る費用を支払うことを条件として、優先権主張のために最初の出願の謄本への証明を国家知的財産庁に請求する権利を有する（有効な出願の受理を拒絶された出願、又は出願人が取下げた出願を含む）。

3. 国家知的財産庁は、本条 2 項の規定によるニーズがある組織又は個人に対して謄本の交付、最初の出願の証明業務を実施する。

第 6 章 施行条項

第 47 条 経過規定

1. 知的財産法第 112a 条の規定に則り 2023 年 1 月 1 日以降に国家知的財産庁に提出されたが、国家知的財産庁が処理をまだ完了していない出願に対する異議申立は、本通達第 11 条の規定に従い処理される。

2. 知的財産法第 112 条の規定による第三者の意見で、2023 年 8 月 23 日までに国家知的財産庁に提出されたが、国家知的財産庁がまだ処理を完了していない場合、2010 年 7 月 30 日付通達第 13/2010/TT-BKHCN 号、2011 年 7 月 22 日付通達第 18/2011/TT-BKHCN 号、2013 年 2 月 20 日付通達第 05/2013/TT-BKHCN 号及び 2016 年 6 月 30 日付通達第 16/2016/TT-BKHCN 号により改定、補足された、工業所有権に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行ガイドラインを定める 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを定める 2007 年 2 月 14 日付科学技術省通達第 01/2007/TT-BKHCN 号の規定に従って継続して処理を行う。

3. 本通達の規定は、2023 年 8 月 23 日以降に提出された工業所有権確定出願に適用される。ただし、本条 4 項、5 項及び 6 項に定める場合を除く。

4. 本通達の不服申立書の形式に関する規定は、本通達の発効日以降に提出された出願に適用される。

5. 本通達第 16 条 8 項、第 23 条 10 項及び第 26 条 13 項の規定は、通達の発効日前に提出されたが、まだ実体審査結果が通知されていない工業所有権登録出願に適用される。

6. 本通達第 34 条の規定は、2023 年 1 月 1 日以降に提出された発明、商標登録出願に適用される。

第48条 効力

1. 本通達は2023年11月30日から発効する。

2. 以下の通達は、本通達の発効日から失効する。

a) 工業所有権に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行ガイドラインを定める2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを定める2007年2月14日付科学技術大臣通達第01/2007/TT-BKHCHN号

b) 通達第13/2010/TT-BKHCHN号により改正、補足された、2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを定める2007年2月14日付通達第01/2007/TT-BKHCHN号、及び2009年3月27日付通達第04/2009/TT-BKHCHN号により改定、補足された、工業所有権鑑定士カード及び工業所有権鑑定適格組織の証明書の交付、取消のガイドラインを定める2008年2月25日付通達第01/2008/TT-BKHCHN号の一部規定を改定、補足する2011年7月22日付通達第18/2011/TT-BKHCHN号

c) 2010年7月30日付通達第13/2010/TT-BKHCHN号及び2011年7月22日付通達第18/2011/TT-BKHCHN号により改定、補足された、工業所有権に関する知的財産法の一部条項の細則を定める政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを定める2007年2月14日付通達第01/2007/TT-BKHCHN号の一部規定を改定、補足する2013年2月20日付通達第05/2013/TT-BKHCHN号

d) 2010年7月30日付通達第13/2010/TT-BKHCHN号、2011年7月22日付通達第18/2011/TT-BKHCHN号及び2013年2月20日付通達第05/2013/TT-BKHCHN号により改定、補足された、工業所有権に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行ガイドラインを定める2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを定める2007年2月14日付通達第01/2007/TT-BKHCHN号の一部条項を改定、補足する2016年6月30日付通達第16/2016/TT-BKHCHN号

3. 科学技術省の管理責任下の輸入品の品質に関する国家検査のガイドラインを定める2009年6月18日付通達第17/2009/TT-BKHCHN号、及び工業所有権に関する知的財産法の一部条項の細則及び施行ガイドラインを定める2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを定める2007年2月14日付通達第01/2007/TT-BKHCHN号の一部規定を改定、補足する2010年7月30日付通達第13/2010/TT-BKHCHN号第2条の工業所有権に関する規定は本通達の発効日から失効する。

4. 実施過程で問題が発生した場合、機関、組織、個人は速やかに科学技術省に報告し、指導を受けること。

送付先：

- 首相
- 各副首相
- 各省庁、省庁同格機関、政府機関
- 国会事務局
- 首相官邸
- 中央事務局、党委員会
- 最高人民検察院
- 最高人民裁判所
- 各団体の中央機関
- 省・中央直轄市人民委員会
- 科学技術局
- 法規範文書検査局（法務省）
- 官報、政府の電子情報ポータル
- 科学技術省の電子情報ポータル
- 保存：書類管理部、法制部、知的財産部



付録
科学技術省

(2023年11月30日付科学技術省通達第23/2023/TT-BKHCN号に基づき発行)

申請書

外国の審査結果の利用請求

国家知的財産庁御中

出願受領印
(出願受付担当官用)

A. 目録データ

I. 外国の審査結果の利用を請求する発明

出願番号

発明の名称

II. 出願人 (発明特許証/実用新案特許証の付与を請求する組織又は個人)

正式名:

住所:

国民 ID 番号 (あれば): 電話: Eメール:

- 出願人が発明者である
 本項で申請する出願人以外にも、追加ページで他の申請をする出願人がいる

III. 代理出願人

- 出願人の法定代理人
 出願人から委任された工業所有権代理組織
 出願人から委任されたその他の者

正式名:

住所:

電話: Eメール:

B. 請求

出願人/代理出願人は、以下に基づき外国審査の結果を利用することを請求します。

外国特許機関

審査結果の種類

外国の出願番号

優先出願番号又は PCT 出願番号

C. 必要書類

I. 外国特許機関の出願審査結果

- 外国の審査結果の謄本、又は
 外国特許機関又は PATENTSCOPE の出願審査結果に関する文献検索リンク

出願人/代理出願人の署名

II. 外国特許機関によって保護条件を満たすと評価された保護請求項		
<input type="checkbox"/> 外国によって保護条件を満たすと評価された保護請求項の写し、又は <input type="checkbox"/> 外国特許機関又は PATENTSCOPE によって保護条件を満たすと評価された保護請求項に関する文献検索リンク		
III. 補正明細書（補正がある場合）		
<input type="checkbox"/> 明細書全体 <input type="checkbox"/> 明細書の一部 <input type="checkbox"/> 提出された最初の明細書と比較した補正、補完内容の詳細な説明書 <input type="checkbox"/> 補正手数料		
D. 保護請求の対比		
<input type="checkbox"/> 出願中のすべての保護請求項は、外国特許機関によって保護条件を満たすと評価された保護請求項と同一である、又は <input type="checkbox"/> 保護請求項の同一性について、以下の対比表で説明する		
出願中の保護請求項	外国で提出された該当保護請求項	同一性の説明
E. 追加資料（必要な場合）		
I. 外国特許機関の出願処理結果に引用されている文献		
<input type="checkbox"/> 外国の出願処理結果に引用されたすべての文献（あれば）の写し（特許文献を除く）。		
II. C. I、C. II、E. I の各項に掲げる資料の翻訳文		
<input type="checkbox"/> 国家知的財産庁に承認された言語に翻訳した C. I 項、C. II 項、E. I 項に掲げる資料、又は <input type="checkbox"/> 上記資料の翻訳文の検索リンク。		
III. 以前に提出した資料		
<input type="checkbox"/> 上記の資料のいずれかを提出した場合は、その資料名をご記入下さい：		
出願人/代理出願人の誓約		
私は、上記申請書の全情報が誠実かつ真実であり、法的に全責任を負うことを誓約します。		
申請場所：、...年...月...日 出願人/代理出願人の署名、氏名 (職務明記及び押印 (ある場合))		